

タジキスタン共和国 人材育成支援無償（JDS）事業 準備調査

ファイナルレポート

平成 21 年 7 月
(2009 年)

独立行政法人国際協力機構
(JICA)

委託先
財団法人日本国際協力センター（JICE）

目 次

1.	人材育成支援無償（JDS）事業の背景・経緯.....	1
1-1.	タ国での調査実施に至った経緯.....	1
1-2.	JDS 事業見直しの背景・目的.....	1
1-3.	本調査での調査内容.....	2
2.	実施体制の確認.....	5
3.	タ国におけるサブプログラムの選定.....	6
3-1.	タ国の開発計画・戦略.....	6
3-2.	我が国の対タ国の援助方針.....	6
3-3.	サブプログラムの選定.....	7
3-4.	主管省庁・対象機関の決定.....	8
3-5.	JICA が実施する大学配置計画の確認.....	8
4.	サブプログラムの基本計画.....	12
4-1.	サブプログラム基本計画の策定.....	12
4-1-1.	サブプログラム基本計画の検討方法.....	12
4-1-2.	サブプログラムごとの検討状況.....	12
4-2.	4 ヶ年の受入人数（案）の策定.....	13
4-2-1.	4 ヶ年の受入人数（案）の検討方法.....	13
4-2-2.	4 ヶ年の受入人数（案）.....	14
4-3.	サブプログラム 1：国際関係.....	15
4-4.	サブプログラム 2：市場経済化のための制度づくりと経済発展.....	18
5.	事業規模の積算.....	21
5-1.	事業の実施方法.....	21
5-2.	事業費積算.....	21
6.	第 2 バッチ以降の課題.....	23
6-1.	募集期間.....	23
6-2.	大学と候補者のマッチング.....	23
6-3.	対象機関について.....	23

1. 人材育成支援無償（JDS）事業の背景・経緯

人材育成支援無償事業¹（以下、JDS 事業とする）は、市場経済への移行に不可欠な法整備、経済・経営等の分野で人材育成への需要を抱えている開発途上国に対して、「社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、当該国の 21 世紀を担う指導者となることが期待される優秀な若手行政官等を対象とする人材育成であり、ひいては各留学生が日本の良き理解者として両国の友好関係の基盤の拡大と強化に貢献すること」²を目的として、アジアの体制移行国であるインドシナ諸国及び中央アジア諸国を中心とし初年度の 1999 年度には、ウズベキスタン、ラオスの 2 カ国で開始された。その後、初年度の 2 カ国以降対象国を広げ、2002 年度には対象国は 10 カ国に拡大、その後 2006 年度に新たに 1 カ国が対象となり、2008 年度現在、11 カ国から累計で約 1,800 名の留学生受入を実現してきている。

なお、タジキスタン（以下、タ国）については、2008 年度における新たな調査対象国となっている。

1-1. タ国での調査実施に至った経緯

タ国では、市場経済化のための制度づくりと経済発展に向けた取り組みを継続的に行っているが、旧ソ連時代に形成された制度上の枠組みが依然として残っており、長期的な視点で政府行政組織の機能強化を図ることが急務となっている。このため、国家基盤を強化する上で、国づくりを担うタ国政府公務員を対象とした人材育成計画の策定が求められる中、今般 JDS 事業にかかるタ国からの要請に基づき、新規の調査対象国として設定された。

1-2. JDS 事業見直しの背景・目的

過去 9 年間の JDS 事業全体としては、「留学で得た成果を自国において様々な形で活用し、貢献している」と事業実施対象国の政府関係者より高い評価を得ているが、

- ・ JDS 事業の目的への理解のばらつき
- ・ 対象受入分野の拡張・拡散
- ・ 受入分野・人数の固定化
- ・ JDS 事業の目的に適った候補者の枯渇
- ・ 帰国後の留学生へのフォローアップの不足

等の課題が関係者間で認識されている。

一方、我が国の ODA を取り巻く環境変化として、長引く経済不況と財政状況の悪化による大幅な ODA 予算削減、その結果、限られた資金をより有効に活用するため、援助理念や援助戦略をより一層明確にすることが求められ始めている。このような状況の下、より戦略的・機動的・効果的な ODA 実施のため、外務省での組織改編、国際協力機構（JICA）及び国際協力銀行（JBIC）

¹ 人材育成支援無償事業：現在 11 カ国を対象に我が国無償資金協力により実施されている人材育成（留学）スキーム。英文名称は、Japanese Grant Aid for Human Resource Development Scholarships(JDS) Program。

² 『人材育成支援無償事業運営ガイドライン』より。

の経済協力部門の統合が 2008 年 10 月に実施され、以来 JDS 事業も JICA 所管事業となった。JICA では、限られた予算や人員での事業インパクトの拡大を目的として、事業を重点・開発課題に集中させるため、計画段階からプロジェクトを有機的に組み合わせる「協力プログラム」の考え方が導入され、「選択と集中」が促進されている。

今般の JDS 事業の見直し³は、上述の過去の事業の課題解決も含め、

- ・ 二国間 ODA プログラムにおける JDS 事業の位置づけの明確化

より高い事業成果のため、現地調査を通じた先方政府のニーズの把握、対象国における開発課題・JICA 協力プログラム・我が国の二国間 ODA 事業等との連携を意識して JDS 事業を位置づける。

- ・ ODA 事業での留学制度としての位置づけの明確化

個人を支援対象とする文部科学省の国費留学生制度との差異を明らかにするため、対象国の開発課題に対する寄与が明確に期待できる ODA 事業としての制度設計とする

等を実現できるよう実施された。

1-3. 本調査での調査内容

(1) 調査全体の調査内容

本調査では、対象国が留学を必要とする分野課題のニーズ、潜在的な候補者の規模等についての調査を行い、同調査の結果に基づき次年度以降 4 ヶ年の事業計画及び事業経費の積算を行った。主な調査項目は以下の通りであり、調査は別添 1 のフロー図の通り実施された。

- ① サブプログラム／コンポーネント⁴の設定
- ② 各サブプログラム／コンポーネントに対応する対象機関の選定
- ③ 各サブプログラム／コンポーネントを主管する省庁（主管省庁）の選定
- ④ 第 1 バッチ⁵の留学候補者の選考
- ⑤ 各サブプログラム／コンポーネントの事業計画（サブプログラム基本計画）の策定
- ⑥ 事業規模の決定
- ⑦ 4 ヶ年の事業費の積算

(2) 各調査段階における調査内容

タ国における各段階での実施された具体的な調査内容は、以下の通り。

① 第一次現地調査

- ・ 関係者に対する JDS 事業の新しい枠組みの説明・確認（インセプションレポートの説明を含む）

³ JDS 事業の見直しは、段階的に実施される。具体的には、既往の対象国のうち毎年度 2～3 カ国程度を「新方式」（脚注 6 参照）の対象とし、4 年間をかけて全対象国を新方式に切り替える。初年度となる平成 21 年度に新方式の対象とする既往国は、ラオス、ウズベキスタン、モンゴルとする（2008 年 2 月 JICA 国内事業部「人材育成支援無償（JDS）事業の見直しについて」より抜粋）。タジキスタンについては、今般の JDS 事業見直しに係る計画策定調査対象となる上記 3 カ国とともに新規対象国として、同調査が実施されることとなった。

⁴ サブプログラム／コンポーネント：日本の援助方針や対象国の有する課題・ニーズ等に基づき「サブプログラム」を設定し、サブプログラムが複数の開発課題や研究分野等を含む場合、サブプログラムの中に複数の「コンポーネント」を設定する。なお、留学生は、設定されたサブプログラム／コンポーネントを踏まえ、自身の大学院での研究テーマを定める。

⁵ バッチ：各年度の留学生の派遣をバッチと呼ぶ。4 ヶ年の事業のうち、初年度の派遣は第 1 バッチとなる。

- ・ 事業実施体制の確認
- ・ サブプログラム／コンポーネントに関する協議支援・調査
- ・ サブプログラム／コンポーネントに対応する対象機関の調査・検討・選定
- ・ サブプログラム／コンポーネントに関する基本計画（第一次案）の検討・説明
- ・ 第二次現地調査準備（対象機関への４ヵ年分の候補者選定依頼、説明会の実施等）

② 第二次現地調査

- ・ インテリムレポート（調査の進捗及び受入大学配置計画案）の説明・確認
- ・ サブプログラム／コンポーネントに対応可能な本邦受入大学についての情報提供
- ・ 対象機関との協議（提出された候補者リストの確認、想定される研究課題、帰国後の活用等）
- ・ 候補者選考（書類審査、語学・数学試験、受入大学教員・事業関係者による面接等）
- ・ 受入大学教員と対象機関関係者（主に主管省庁）との協議
- ・ ４ヵ年分の事業規模（留学生数（案））の設定
- ・ 各サブプログラム基本計画（第二次案）の策定

③ 第三次現地調査

- ・ 事業計画（サブプログラム・人数及びサブプログラム別の受入大学配置計画等）に関する協議・合意形成

日本国内では、以下の内容で調査を実施した。

① 国内事前準備

- ・ 各種資料（要請書、関連資料・報告書類）の収集、分析
- ・ 調査全体の方針・計画・実施方法の策定
- ・ 第一次現地調査準備（事前勉強会、対処方針会議への出席、資料作成等）

② 第一次国内解析

- ・ 第一次現地調査結果のとりまとめ・報告（プログレスレポート作成）
- ・ サブプログラム／コンポーネントに適切な本邦受入大学に関する調査、JICA が実施する配置案策定の支援業務
- ・ ４ヵ年の事業費の積算
- ・ 第一次現地調査結果及び解析の結果を踏まえたインテリムレポートの作成・報告
- ・ 第二次現地調査準備（第一次国内解析期間中、現地スタッフによる対象機関への事業の説明、候補者選定支援等を実施）

③ 第二次国内解析

- ・ 第二次現地調査で実施された選考結果に基づく最終的な大学配置案策定支援
- ・ ４ヵ年の事業費の積算
- ・ 第一次現地調査から事業費積算までを含めたドラフト・ファイナルレポートの作成・関係者への説明

④ 第三次国内解析

- ・ 本邦受入大学との各種調整（第1バッチの留学候補者に対する受入大学からの合格内諾の取り付け、出願手続き、入学手続き等）
- ・ 各種調整及び手続きの進捗に関するプロGRESSレポート2作成
- ・ 第一次現地調査から第三次国内解析の結果を踏まえたファイナルレポートの作成・関係者への報告

本調査の実施については、第一次現地調査にて官団員より先方政府（現地運営委員会）に対して、JDS 事業新方式⁶における事業の目的、実施の枠組み等の説明がなされるとともに、JICA が今後4ヵ年の事業の計画策定を目的とした調査を実施する旨説明がなされ、先方の了承を得て実施された。

⁶ 新方式：日本の援助方針（援助重点分野等）や対象国の有する課題・ニーズ等に基づき、対象国毎にサブプログラムを策定し、その上でサブプログラムへの取り組みに適した対象機関（中央省庁等）、本邦の受入大学を選定し、留学生の派遣を行う方式。4ヵ年（4期の留学生）を1つのパッケージとして、4ヵ年にわたり同一のサブプログラム・対象機関・受入大学の下で留学生を派遣することにより、中核的人材の政策立案・事業管理等の能力が向上し、ひいては対象機関の政策立案等の能力を向上させるもの。また、受入大学は4ヵ年にわたり同一の対象国・対象機関の留学生を受け入れることにより、対象国に適した教育プログラムを提供することが可能となる。

2. 実施体制の確認

事業の実施体制については、第一次現地調査にて官団員より先方政府に対して、別添 2 に基づき、運営委員会⁷の実施体制及び機能・役割、タ国政府の負担事項等が説明され、先方の了承を得た。

運営委員会については、タ国側委員（国家公務庁、大統領府、外務省、教育省）及び日本側委員（在タ国日本国大使館、JICA タ国支所）により構成され、事業の実施・運営について協議を行うことで合意した。

先方負担事項については、既存の JDS 事業では日本側の負担として実施されていた来日前の語学研修が廃止となるため、必要に応じてタ国政府側が対応することで先方の理解を得た。

⁷ 運営委員会：現地における JDS 事業の運営方針の決定、留学候補生の選考等をつかさどる。タ国側から国家公務庁（議長）、大統領府、外務省、教育省の 4 機関、日本側から在タ国日本国大使館（副議長）及び JICA タ国支所の 2 機関が委員として選出されている。

3. タ国におけるサブプログラムの選定

3-1. タ国の開発計画・戦略

タ国では、現在、以下の開発計画・戦略に基づき、政府機関主導の下、開発が進められている。

(1) 国家開発戦略 2015 (NDS⁸)

NDS は、2006 年から 2015 年までの社会経済開発における長期的な目標、優先順位、方向などを定めた国家戦略ペーパーであり、タジキスタンの開発課題を、「市場経済に対応する国内の行政制度及び機構の整備等」、「民間経済活動と投資の促進、特に農業生産並びにエネルギー・運輸面でのインフラ強化を通じた持続的な経済成長と、経済の多様化の支援」、及び「国民に対する基礎的な社会サービスの向上と人材開発」という 3 つの側面からとらえている。

(2) 貧困削減戦略書 2007-2009 (PRS⁹)

国家政策の中心的な課題として貧困削減を提示し、2002 年 12 月に完成した貧困削減戦略書 (PRSP) の後継書として 2007 年 6 月に採択された。PRS は NDS を実現するための手段であり、中期的な視点から市場経済の原則に基づき、タ国民の経済的及び社会的な繁栄を享受することを目的として、2007 年から 2009 年までの安定の確保、経済成長、社会サービスの適切な分配等を目指し 3 年間の措置を示したものである。

3-2. 我が国の対タ国の援助方針

現在策定中の対タジキスタン国別援助計画では、タ国の開発計画・戦略 (NDS 及び PRS) を踏まえ、以下を援助の重点分野として設定している。

現在策定中の「対タジキスタン国別援助計画」における重点分野

- ① 農村開発・産業振興
- ② 運輸・交通 (道路整備・道路維持管理)
- ③ 国境管理
- ④ 基礎的な社会サービスの整備

タ国に対する日本の ODA 実績は、表 1 の通りであるが、上記の対タジキスタン国別援助計画では、タ国に対する援助の基本方針として、「我が国としては、旧ソ連の中で最貧国に位置付けられるタジキスタンの経済発展にあたっては、貧困国の所得拡大を図ることが不可欠であるとの観点から、市場経済化に基づく持続的な経済発展が可能な国造りと貧困削減を目標に支援を実施する」としている。

⁸ NDS : National Development Strategy 2015

⁹ PRS : Poverty Reduction Strategy 2007-2009

表 1 日本の対タジキスタン ODA 実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

暦年	政府貸付等	無償資金協力	技術協力	合計
2002 年	—	25.17	1.79	26.96
2003 年	—	2.33	2.43	4.77
2004 年	—	1.36	5.21	6.58
2005 年	—	7.43	2.50	9.93
2006 年	—	3.12	4.92	8.04

出典) OECD/DAC

表 2 諸外国の対タジキスタン ODA 実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

暦年	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	合計	日本の割合
2001 年	米国 40.41	スイス 6.97	ドイツ 4.74	日本 4.61	スウェーデン 0.97	63.46	7.3%
2002 年	米国 75.88	日本 26.96	ドイツ 10.16	スイス 5.23	英国 3.27	128.79	20.9%
2003 年	米国 47.10	スイス 13.41	日本 4.77	ドイツ 4.67	カナダ 2.46	80.26	5.9%
2004 年	米国 47.50	スイス 17.04	カナダ 6.93	日本 6.58	ドイツ 5.42	91.87	7.2%
2005 年	米国 57.55	スイス 9.95	日本 9.93	ドイツ 8.33	カナダ 6.51	105.90	9.4%

出典) OECD/DAC

3-3. サブプログラムの選定

3-1、3-2 項のタ国の開発計画・戦略及び我が国の対タ国援助方針に基づき、平成 20 年 3 月に行われた官団員による予備調査結果を踏まえ、第一次現地調査では JDS 事業の対象とするサブプログラム／コンポーネントに関して運営委員会委員との協議が実施された。

官団員から、JDS 事業の対象として JICA が想定する 3 つのサブプログラム（国際関係、財政、マクロ経済政策）が提示されたが、財務省（財政サブプログラムの対象機関）及び経済開発貿易省（マクロ経済政策サブプログラムの対象機関）との協議の結果、両省からはそれぞれ単独では継続的に候補者を推薦することが難しいとの判断から、これら 2 省を対象機関としてサブプログラム／コンポーネントを 1 つにまとめることとなった。

なお、第一次現地調査にて設定したサブプログラム 2「財政・マクロ経済政策」については、その後の国内解析において、外務省より援助重点分野との関係において整理すべきであるとのコメントを受け、対タ国援助重点分野の 1 つである「市場経済化のための制度づくりと経済発展」に改称することで最終的に整理することとした。（表 4 参照）

**表 3 第一次現地調査時の JDS 事業における援助重点分野等
(サブプログラム/コンポーネント)**

JDS 援助重点分野／開発課題 (サブプログラム／コンポーネント)
1.国際関係
2.財政・マクロ経済政策

表 4 タ国 JDS 事業での対象サブプログラム／コンポーネント一覧

サブプログラム/コンポーネント	主管省庁	対象機関
サブプログラム 1： 国際関係	外務省	外務省
サブプログラム 2： 市場経済化のための制度づくりと経済発展	財務省、経済開発貿易省	財務省、経済開発貿易省

3-4. 主管省庁・対象機関の決定

(1) 対象機関の決定

JDS 新方式では、対象サブプログラム／コンポーネントに対して応募者を推薦・公募する行政機関を定め、開発課題に関連性の深い機関にある程度まとまった人数を投入することで事業の効果向上を図っている。

官団員と先方政府との協議では、大統領府は今般設定されたサブプログラム／コンポーネントに関連する業務を担っているという点において対象機関としての機能を備えていることから、大統領府の職員も JDS 事業に参加できるとの先方政府の意見に対して、大統領府には、候補者を推薦する機関としてではなく、対象機関が推薦する候補者を先方政府として承認する重要な役割を担う機関として JDS 事業への関与を期待しているとの日本側の考えを官団員より提示する等の議論があり、最終的に各サブプログラム／コンポーネントに対応する対象機関は表 4 の通りとすることで合意に達した（詳細は別添 3「第 1 回運営委員会議事録」参照）。

(2) 主管省庁の決定

第一次現地調査において、官団員と先方政府との協議の結果、各サブプログラム／コンポーネントの対象を取りまとめる立場となる主管省庁については、対象機関数が少ないため全対象機関をそれぞれ主管省庁とすることで合意した。各サブプログラム／コンポーネントの主管省庁は表 4 の通り。

3-5. JICA が実施する大学配置計画の確認

(1) 大学からの JDS 生受入に対する関心の確認

JDS 事業見直しの主旨において、同一の国・援助重点分野からの留学生を特定の受入大学に集中させ、ニーズに合致した指導を行うことが目的とされており、大学側に対して受入を積極的に行いたい対象国・開発課題、受入に際しての指導方針等について確認が行われた。具体的には、

JICA より、これまで JDS 生の受入実績のある大学、各種事業において JICA と連携関係のある大学等に対して、対象 4 カ国¹⁰の対象分野課題¹¹を提示し、各大学より特に積極的に受入を行いたい分野課題に関して関心表明書の提出を募ったところ、22 大学 33 研究科から 122 件の提出があった。大学から提出された関心表明書には、①受入可能人数、②当該対象分野課題に対する取組みの基本方針、③プログラム内容、④JDS 以外の留学生受入状況等が記載されている。

提出された関心表明書について JICE は、全体の傾向の分析、新規大学に関する情報収集 (JICA 事業との関連実績、その他留学制度による受入実績、英語による指導の状況等)、また過去 JDS 事業による受入実績のある大学に関しては、これまでのカリキュラム・受入体制等に関する課題についての整理を行った。また、第一次現地調査に際して、現地での受入大学に関する協議実施のために関心表明書の翻訳を行った。

① 提出状況

タ国 5 件の対象分野課題に対して表 5 の通りの提出状況であった。対象 4 カ国のうちでは、関心表明の提出数が計 17 件と最も少なかった。

表 5 タ国対象分野課題に対する関心表明書の提出状況

対象分野課題		関心表明書提出大学・研究科数 (うち新規大学)
1	農村開発	6 (1)
2	水道行政	3 (1)
3	保健・医療体制整備	1
4	道路行政・道路技術	2 (1)
5	中核政府機関の機能強化	5 (1)

大学別に見た場合、5 大学 (7 研究科) より複数課題に対して関心が示されており、大学・研究科として、幅広い分野に対応が可能な大学が JDS 事業に関して高い関心を持っていることがわかる。一方で、タ国の課題解決により適切な教育が実施されるためには、大学側によって提案されるタ国のニーズに合致した研究活動促進が重要と考える。対象分野課題から見た場合、農業関連及び行政全般関連の課題に関して関心表明の提出が多い一方、「水道行政」「道路行政」等の専門領域に特化して設定された課題についての関心表明は、提出数・大学とも限定的であった。また、「保健」関連の課題に関しても、過去他国の JDS 事業で「保健行政」についての受入実績のある大学からの提案のみに止まった。

② 新規大学の特徴

新規に JDS 事業に対して関心表明を行った大学は、その大半が技術協力プロジェクト、技術研修員受入等、JICA 事業の実績を有しており、それに基づく現地とのネットワーク、経験を活かした関心表明が行われた。

¹⁰ 平成 20 年度はタ国に加え、ラオス、ウズベキスタン、モンゴルを対象としている。

¹¹ JICA 及び対象国の政府関係者との協議の結果定められたタ国の援助重点分野課題に関して、課題の背景、関連する JICA 事業、JDS 事業で想定されるニーズ等を一覧表として作成したもの。

実際に JDS 生の受入に際しては、JDS 事業の主旨・目的に対する理解のみならず、

- ・ 英語による授業、論文・研究指導に基づき、修士号取得が可能であること
- ・ 原則秋入学（9 月または 10 月）、2 年間の修学期間
- ・ 英語による留学生の受入体制が整っていること
- ・ 選考、出願・入学手続き等、JDS 事業のスケジュールに対応可能なこと

等の条件を満たすことが必要であり、JICE はその視点に基づき情報収集を行った。

③ 過去に受入実績のある大学の課題

関心表明が示された大学のうち、過去に類似の分野にて受入実績がある大学・研究科に関して、大学のカリキュラム、受入体制等についての情報を抽出、整理を行い、受入に際しての課題の把握に努めた。整理された課題は、研究を進める上での英文文献の不足等、別添 4（「大学への改善申し入れ事項」欄）の通りであり、受入れにかかる大学側の適切な対応の検討を依頼する。

（2） 大学配置案の策定

タ国では、第一次現地調査の協議を通じて、当初想定された対象分野課題ではなく、中核行政機能強化という視点で新たに 2 件のサブプログラム「国際関係」「財政・マクロ経済政策」が設定されたため、第一次国内解析にて配置大学の検討を行った。配置大学の検討に際し、以下の視点で配置大学の検討が行われた。

- ・ 過去の JDS 事業において「国際関係」「経済」関連分野での受入実績がある
- ・ 過去の JDS 修了生から授業内容・教授陣に関して評価が高く、安定的に英語での授業・研究指導が行われている
- ・ 中央アジアの国を含め、多数の国から留学生の受入実績があり、学業支援に限らず日常的な支援に関しても留学生受入体制が確立されている

その結果、「国際関係」については国際大学大学院国際関係学研究科、「財政・マクロ経済政策」については立命館アジア太平洋大学大学院アジア太平洋研究科に配置予定となり、大学側の合意も得られた。また、この大学配置案に関しては、第一次国内解析中に、外務省からの承認が得られている。

JICE は策定された配置案に対して、配置予定大学にその旨を通知するとともに、大学側に別添 5 のプロポーザル¹²の提出を依頼した。同時に、各大学の JDS 生受入に関する課題の有無を確認、プロポーザルの提出後はその内容と照合し、必要に応じて大学側との調整を行っている。

今回配置予定の大学はいずれも過去に JDS 生を受入れた実績を持つ大学・研究科であり、受入に関して大きな課題はないが、来年度以降の実際の受入に際しては、過去の JDS 事業との相違点、

- ・ 来日前の語学研修の廃止
- ・ 来日時期の変更
- ・ 第 1 バッチの候補者は、本調査にて決定するものの、2009 年度に無償資金の供与¹³が決定されるまで、JDS 事業の実施（タ国からの留学生の派遣）が確定しないこと

¹² 受入予定大学が提供する教育の指導方針、カリキュラム、対象国のニーズに応えるための通常のカリキュラムに加えて特別に実施する指導・活動等に関して、大学側に提案を依頼。

¹³ 交換公文（E/N）の閣議決定、E/N 署名が行われ、無償資金の供与が決定される。E/N とは、日本側書簡と相手国側書簡からなる政府間取極め。

- ・ 以上に伴う事務手続きに変更が見込まれること
- 等に対する理解・協力を得る必要があり、これらに関して説明・調整を行っている。

(3) 大学からのプロポーザル

大学に提出を依頼したプロポーザルの目的は、4 ヶ年分継続した特定国の特定テーマ（サブプログラム／コンポーネント）に関する留学生の受入に際して、大学側がどのように当該サブプログラム／コンポーネントに寄与する教育を実施することができるのかを提案してもらうことにある。

配置予定の2大学・研究科から提出されたプロポーザルでは、必要に応じ入学前の事前学習・研究として、サブプログラムに関連する参考文献や論文等の情報提供を通じた来日前の事前指導、サブプログラムの理解を深めるための留学中の特別講義や現地でのワークショップ等の実施、帰国後の卒業生へのフォローアップ等、大学がカリキュラムとして実施する内容に加えて、対象サブプログラム／コンポーネントの重要課題解決に役立つ指導・活動等に関する提案がなされた。また、プロポーザルで提出された内容、特に大学側の指導方針、上述の課題解決に資する活動等に対する提案については、サブプログラム基本計画案策定のための大学教員と主管省庁との協議の資料として活用し、同内容について協議が実施された。

4. サブプログラムの基本計画

4-1. サブプログラム基本計画の策定

4-1-1. サブプログラム基本計画の検討方法

JICE は 3-4 項で選定された各サブプログラム／コンポーネントの対象機関の妥当性等の確認のため、第一次現地調査にて対象機関に対する調査を実施した。その結果を踏まえて、各サブプログラムにおける 4 ヶ年分の事業計画案（第一案）を策定し、運営委員会にて協議を行い、合意を得た。第二次現地調査では、受入大学の教員が現地にて第 1 バッチの応募者選考、第 2 バッチの応募候補者との面談、対象機関との協議を実施し、現地対象機関のニーズ・課題、応募候補者の能力レベル等の把握が行われた。その結果に基づき、サブプログラムの 4 ヶ年分の事業の基本計画案（第二案）を作成した。

なお、新方式では、受入大学が事業の計画・調査段階から主体的・積極的に参画することにより、対象国の課題に即した受入体制、指導内容を整備し、研究の質的向上、ひいては事業効果発現を促進することが大きな目的の一つとされている。JICE は第二次現地調査において、各受入大学から推薦された教員を現地に派遣し、運営委員会や対象機関との直接の協議の場を設けることにより、受入大学との協働によるサブプログラム基本計画（第二案）の策定を推進した。

各サブプログラムの基本計画（第二案）については、外務省・JICA の検討を経て、第三次現地調査にて官団員及び運営委員会との間で協議を実施し、同修正案の内容（特に案件目標や目標の指標が事業終了時の評価につながる旨）を説明し、先方政府の了承を得た最終的な 4 ヶ年の各サブプログラム基本計画（別添 6）を策定した。

4-1-2. サブプログラムごとの検討状況

（１） 各サブプログラム／コンポーネントの対象機関の妥当性等の確認

JICE は 3-4 項で選定された各サブプログラム／コンポーネントの対象機関の妥当性等の確認のため、第一次及び第二次現地調査にて以下の調査を実施した。

a) 調査方法：

対象機関を訪問し、b) に関するヒアリングを行った。

b) 調査内容：

- ① 組織としての役割、課題、研究ニーズ
- ② 潜在的候補者の有無（職員数、対象年齢者数、学士号取得率等）
- ③ 語学力
- ④ 帰国後の復職の可能性
- ⑤ 質問票回答依頼・回収
- ⑥ ショートリスト(S/L)¹⁴、ロングリスト(L/L)¹⁵の作成依頼・回収

¹⁴ ショートリスト：各対象機関により作成される JDS1 年目（第 1 バッチ）の候補者のリスト。原則、同リストに記載された候補者が 1 年目の応募者となる。また、大学教員が将来の候補者と面談するために、各対象機関により JDS2 年目（第 2 バッチ）の候補者のリストが作成されたが、これを第 2 バッチのショートリストと呼ぶ。

⑦ 応募書類取り纏め依頼・提出状況の確認

c) 調査を実施した機関：

官団員による調査期間を含め、対象 3 機関を訪問し調査の上、質問票に対する回答を取り付けた。(別添 7「対象機関訪問リスト」、別添 8「対象機関調査結果一覧」参照)

(2) 大学教員による専門的見地からの妥当性の確認

第二次現地調査では、各対象機関から推薦された第 1 バッチの候補者の選考(書類選考・大学教員による面接・運営委員会による面接：具体的な実施方法・結果については別添 9 を参照)、第 2 バッチの応募候補者と受入大学教員による面談及び大学教員と対象機関関係者による協議を実施し、専門的見地からの応募者層の能力レベルの把握、対象機関におけるニーズの把握が行われた。

また、受入大学からは対象機関関係者との協議等を踏まえた研究活動促進にかかる提案がなされ、サブプログラム基本計画の活動に組み込まれた。なお、本内容については、第三次現地調査において官団員より、別添 10「受入大学からの提案による活動(モデルプラン)」に基づき、本活動の趣旨、及び本活動を行うにあたり必要な予算が措置される予定である旨説明し、先方の了承を得た。特に、本活動について、先方政府より提案等がある場合は 2009 年度事業の実施が正式に決定した後に行われる予定の第 1 回運営委員会における協議事項とすること、また協議の結果、同提案等が本活動の趣旨から妥当であると判断される場合は、日本側が受入大学に対して同提案の実施の検討を依頼することで合意した。

4-2. 4 ヶ年の受入人数(案)の策定

4-2-1. 4 ヶ年の受入人数(案)の検討方法

4-1-2 項に記載した第一次現地調査及び第二次現地調査の結果に基づき、各サブプログラム／コンポーネントにおける 4 ヶ年分の受入人数規模について以下の通り検討を行った。

- ① 第一次現地調査で実施された対象機関に対する調査に基づき、JDS 事業に対する対象機関のニーズ、各サブプログラム／コンポーネントにおける課題・研究ニーズを確認。
- ② 第一次現地調査で実施された対象機関に対する調査に基づき、対象機関内にて、年齢及び学歴要件を満たす職員数を把握し、潜在的な応募候補者の母集団の存在を確認。
- ③ 対象機関において、課題に関連する業務に従事し、1 年後には応募可能な課題認識・能力を持つ人材について所属・個人名を挙げて第 2 バッチの応募候補者として S/L を確認し、さらに対象機関の人材育成計画及び組織の抱える課題、それらを踏まえて 2、3 年後に応募候補者となり得る人材の数を L/L として把握し、第 2 バッチ以降の応募候補者層の存在・規模を確認。
- ④ 各対象機関にて第 1 バッチの応募者を募集、受入予定大学による書類面接・面談・運営委員会による面談にて最終候補者までの選考を実施。
- ⑤ 第 2 バッチの S/L に挙げられた応募候補者に対して、受入大学教員との面談を実施し、ア

¹⁵ ロングリスト：各対象機関により作成される JDS2 年目～4 年目(第 2 バッチ～第 4 バッチ)の候補者のリストもしくは各対象機関が人材育成を行いたい部署名及び育成したい職員数等が記載されたリスト。ショートリスト、ロングリストをあわせて各対象機関における JDS での 4 ヶ年の人材育成リストとなる。

カデミックな視点での課題認識・専門性・語学力等のレベルの確認を実施。

- ⑥ ③～⑤の結果から、対象機関に存在する応募候補者（第 2 バッチの応募候補者及び L/L で提出された人数）のうち留学可能と推定される人数を想定。
- ⑦ 2008 年 5 月に日本政府が提示した 4 ヶ年の受入人数上限と、各サブプログラム／コンポーネントの優先度、応募者の状況（ニーズの高さ、応募者の能力等）、受入予定大学のキャパシティ等のバランスを鑑み、全体の受入人数（案）を検討。
- ⑧ 第三次現地調査での官団員と先方政府の協議により 4 ヶ年の受入人数（案）が確定。

4-2-2. 4 ヶ年の受入人数（案）

第三次現地調査において、官団員より先方政府に対し、別添 11「JDS 事業計画総表」及び別添 12「JDS 事業規模検討表」に基づき、2009 年度から 2012 年度までの合計 4 バッチ分の受入人数（案）及び同人数の算出過程について説明し、先方の了承を得た。なお、これらの表では、外務本省から提示された受入人数の上限、第 1 バッチの選考結果、第 2 バッチ以降に見込まれる応募候補者の規模、受入大学の最大受入可能人数等を総合的に勘案し、各サブプログラムにおける受入上限人数の算出を行った。

また、合格者の辞退が発生した場合の対応としては、第三次現地調査における官団員と先方政府の協議の結果、以下のとおりとなった。

- ・ 辞退者と同じコンポーネント内の次点者を繰り上げて合格とすること
- ・ 同じコンポーネントに次点者がいない場合、他のコンポーネントの次点者を繰上げて合格とはできないが、4 バッチの受入人数を上限として、あるバッチで次点者不在により合格者数が少なくなった場合でも、次バッチ以降において、選考を通じて優秀な候補者が十分に存在することが確認できた場合、合格者数を調整することができる。

各サブプログラム／コンポーネントでの具体的な検討状況及び結果については、次項に述べる。

4-3. サブプログラム1：国際関係

(1) 対象とすべき主な研究課題

タ国は中東、南アジア及び中央アジアの結節点にあり、中国やアフガニスタンとも国境を接するなど地政学的に重要な位置を占めていることから、タ国の政治的及び経済的安定は中央アジア地域のみならず国際社会にとっても重要である。

日本はこれまで、2004年に「中央アジア＋日本」対話という中央アジア諸国全体との対話・協力の枠組みを創設したり、2006年にパキスタン、アフガニスタンから中央アジアにつながる「不安定要因を孕む地域」を「平和と安定の回廊」に再構築するとの目標を掲げるなど、タ国を含む周辺国の安定化に貢献する姿勢を打ち出しているが、タ国には1991年の独立後も社会経済面において旧ソ連時代の制度上の枠組みが依然として残っている。

現状、タ国の国際関係における課題としては、

- ・ 内陸国としての制約からの脱却
- ・ 国際社会における政治的不安定の解消

等が認められており、調査の結果、対象機関である外務省からは次のような課題が挙げられた。

対象機関の課題としては、対象機関が対処すべき課題に比して、対応可能な職員数の不足、在職中の職員の能力・知識不足、職員の育成にかかる予算不足が挙げられている。職員の育成予算の不足への対応は、海外ドナーによる援助に依存しており、ドナーの留学制度による人材育成もその一つと考えられている。

対象機関にて挙げられた具体的な課題及び期待する研究テーマについては、表6の通りである。

表6 サブプログラム1の主要対象機関の課題

対象機関	課題	期待する研究テーマ
外務省	・ 援助窓口機関としてスタッフに求められる知識・能力に対する能力不足 ・ 人員数不足 ・ 英語能力を有する人材の不足	経済外交、(水力発電等の)エネルギー安全保障における外交、紛争学、現代国際関係に関する分析及び予測

対象機関から挙げられた課題は、全般的なスタッフの能力向上ではあるが、期待する研究テーマ及び対象機関のタ国における役割から、外交上の交渉能力を高め、ドナーをはじめとする諸外国と対等に互いあうことのできる人材の育成が特に重要な課題と考えられる。

そのため、本サブプログラムにおいては、帰国後タ国の外交政策において第一線の外交官としての活躍が期待される行政官の育成を促進することが適切であると考ええる。

(2) 対象機関のニーズ

外務省からJDS事業の対象機関として選定されたことを歓迎し、高い効果が期待される人材を応募させたい旨の発言があり、JDS事業に対する高い期待が認められると同時に、応募のためには許可が必要であり、組織が応募に値すると認めた人材が選出されること、帰国後には職場復帰が担保されていることから、機関内での適切な人材の選出・帰国後の活用が期待できることが明らかとなった。また、外務省からはこれまでに4名がJICA長期研修員として日本へ留学し、一部の帰国生が在京タ国大使館にて勤務するなど留学成果の活用が図られているものの、他ドナー

からは同様の支援がないことや予算上の制約等により、今般対象機関として設定されたことを契機に、JDS 事業を通じた人材育成への期待が大きいことが調査を通じて明らかとなった。

以上のような結果から、サブプログラム基本計画（第一案）を策定し、運営委員会に確認を行ったところ了承された。これらの内容に基づいて、第二次現地調査に際して、最終合格候補者の選考および受入大学教員による主管省庁（対象機関）との協議を経て、サブプログラム基本計画（第二案）を策定した。

（３） JDS に対する留学ニーズ・４ヵ年の応募候補者の規模の確認

調査票により、対象機関の職員数、そのうちの学歴・年齢要件を満たす層について確認を行ったところ、対象機関の職員数は 100 名強、そのうち、年齢・学歴の要件を満たす対象者が 50 名程度の規模で存在していることが確認された。

第一次国内解析時に、対象機関（外務省）よりショートリスト（S/L）、ロングリスト（L/L）の回収を行った。第一バッチ S/L にて対象機関から挙げられた応募候補者数は 1 名¹⁶、L/L にて挙げられた応募候補者数は 30 名であり、４ヵ年にわたる応募候補者数は合計 31 名となり、対象機関における JDS に対する留学ニーズが十分に存在すること、また、４ヵ年にわたり十分な応募候補者が存在することが確認できた。ただし、対象機関における職員の英語能力について懸念されるところ、留学に必要な英語力については受入大学の教員が面接時に確認を行った。

（４） 面接を通じた第一バッチの最終留学候補者

第一バッチ S/L には 1 名がリストアップされ、実際の応募者は 1 名であった。そして、アカデミックな視点を主眼とした受入大学による書類選考及び大学教員による面接の結果、大学より 1 名が受入可能であると判断された。その後、帰国後の自国への貢献度を主な評価ポイントとした運営委員会による総合面接を実施し、1 名が最終留学候補者として選考された。

（５） 第二バッチの応募候補者との面談

受入大学の教員が、第二バッチ S/L のうち応募候補者 4 名と面談し、現在の職務内容、課題認識、日本留学への意欲、英語力等につき概要を把握したところ、実際の入学まで約 1 年あることも加味しつつ、第二バッチの潜在的候補者が質・量ともに相当程度見込まれることが確認された。具体的には、同大学のキャパシティも鑑みつつ、3 名程度は受入可能なレベルにあることが確認された。また、応募候補者が示した職務上の課題認識、応募候補者の所属・従事する業務等が当該サブプログラムの抱える課題と合致していると考えられる点からも、応募候補者としての妥当性が確認できた。これにより、当該サブプログラムにおいて、第 1 バッチについては 1 名のみの応募であったが、第 2 バッチにおいては 3 名程度の有望な応募候補者が存在することが確認でき、今後 4 ヵ年にわたり毎年ほぼ同数の選考結果が期待できる。

以上、４ヵ年の応募候補者の規模、第 1 バッチの選考結果、第 2 バッチの応募候補者の面談結果等から、第 1 バッチについては 1 名しか応募がなかったものの、第 2～第 4 バッチについては各バッチ 3 名程度の選出が可能であると見込まれるが、2008 年 5 月に日本政府が提示した 4 ヵ年の受入人数の上限、及び他のサブプログラムとの人数バランスを勘案し、第 2 バッチ～第 4 バッ

¹⁶ 外務省からは当初 5 名の候補者が推薦されたが、いずれも同省での実務経験が 2 年に満たないことから対象外となったため、資格要件を満たす候補者の推薦を再度求めたところ、新たに 1 名の候補者が推薦された。

チについては各バッチ 2 名が妥当であり、4 バッチ合計で 7 名が当該サブプログラムにおける適切な受入人数の規模と判断される。

（６） 受入大学教員と対象機関関係者（主管省庁等）との協議

対象機関側からは JDS 事業が「外交政策におけるより深い専門性の取得」と「日本とのより緊密で強力な関係の構築」の 2 点において、組織の機能強化に寄与することを期待しているとの見解が表明されたほか、対象機関での 2 年以上の実務経験を求めている資格要件について、対象省庁以外での国際関係分野に関連した職歴を対象とするよう提案がなされた。これに対し、大学側からは大学プログラムの紹介に加え、対象機関におけるキャリアパス等に関しての質問がなされた。

本協議の結果を踏まえ、大学側からは、本サブプログラムでは、資格要件を緩和し外務省以外での国際関係関連職務経験も対象とすること、国際関係分野に関連する外務省以外の省庁（大統領府、保健省、農務省、環境省など）も対象機関とすること、の提案が行われた。

（７） 受入大学による JDS 生の研究活動を促進するための提案

今年度の選考や次年度候補者との面談、主管省庁との協議等を通じて、以下のとおり受入大学より通常カリキュラムに加えて、サブプログラムの課題解決を担う JDS 生の研究活動を促進するための提案がなされた。

（留学前）なし

（留学中）JDS 生の研究テーマに関連した課題への理解を深めることを目的とした外部講師招聘による特別講義の実施等。

（留学後）現地運営委員会及び対象機関関係者等に対する留学成果の発表を目的とした、大学教員及び帰国生共同のセミナー実施等。

以上のような結果を踏まえて、サブプログラム基本計画（第二案）を作成した。

その後、第三次現地調査では、官団員より、別添 10「受入大学からの提案による活動（モデルプラン）」に基づき、本活動の趣旨、及び本活動を行うにあたり必要な予算が措置される予定である旨を説明し、先方の了承を得た。特に、本活動について、先方政府より提案等がある場合は、2009 年度事業の実施が正式に決定した後に行われる予定の第 1 回運営委員会における協議事項とすること、また協議の結果、同提案等が本活動の趣旨から妥当であると判断される場合は、日本側が受入大学に対して同提案の実施の検討を依頼することで合意した。

（８） 当該サブプログラムにおける次バッチ以降の課題

受入大学教員と対象機関関係者との協議及び受入大学から提出されたサブプログラム基本計画において、資格要件（職歴要件）の緩和及び対象機関の拡大が提案されている。

これについて、JDS 事業新方式における次バッチ以降の留学生を確保する観点から、資格要件の緩和については検討を行うこととするが、対象機関の拡大については当該サブプログラムにおいて主たる役割を担うことが期待される外務省の組織機能強化を目的とするものであることに加え、他の対象候補機関については長期研修員制度等の他スキーム活用を図ることを先方政府関係者に説明の上、理解を得ることが必要と考えられる。

4-4. サブプログラム2：市場経済化のための制度づくりと経済発展

(1) 対象とすべき主な研究課題

タ国における市場経済移行に向けた政策努力は近年とみに加速しており、自由貿易ゾーンの設置や綿花の栽培購入制度の近代化等の大胆な政策が打ち出されているが、現状のタ国における財政・マクロ経済政策における課題として、

- ・ 持続的な経済成長実現
- ・ 経済成長を牽引する海外直接投資の誘致

等が認められており、調査の結果対象2機関（財務省、経済開発貿易省）からは次のような課題が挙げられた。2機関の共通の課題としては、対象機関が対処すべき課題に比して、対応可能な職員数の不足、在職中の職員の能力・知識不足、職員の育成にかかる予算不足が挙げられている。職員の育成予算の不足への対応は、海外ドナーによる援助に依存しており、ドナーの留学制度による人材育成もその一つと考えられている。

2機関にて挙げられた具体的な課題及び期待する研究内容については、表7の通りである。

表7 サブプログラム2の主要対象機関の課題

対象機関	課題	期待する研究テーマ
財務省	・ 海外の金融政策等を理解している人材の不足 ・ 英語能力を有する人材の不足	予算管理、税政及び徴税、国際財務報告基準、マクロ経済予測及び財政、証券市場の発展、経済開発における投資政策、国庫制度とその発展、国債管理
経済開発貿易省	・ 海外の経済政策等を理解している人材の不足 ・ 人員数不足 ・ 英語能力を有する人材の不足	国際経済関係、世界経済、国際貿易政策、開発戦略形成の概念的フレームワーク、経済発展における投資の役割、公共開発のモニタリングとプログラム評価、経済学における情報システム

各機関から挙げられた課題は、全般的なスタッフの能力向上ではあるが、期待する研究テーマ及び各機関のタ国での役割から、世界規模で生じている金融情勢や経済政策等の変化を迅速に捉え、タ国での各種政策に反映させるための制度整備が重要な課題と考えられる。

そのため、本サブプログラムにおいては、タ国における金融及び経済政策帰国後タ国の金融及び経済政策の立案等について第一線での活躍が期待される行政官の育成を促進することが適切であると考えられる。

(2) 対象機関のニーズ

各機関からJDS事業の対象機関として選定されたことを歓迎し、高い効果が期待される人材を応募させたい旨の発言があり、JDS事業に対する高い期待が認められると同時に、各機関とも応募のためには許可が必要であり、組織が応募に値すると認めた人材が選出されること、帰国後には職場復帰が担保されていることから、機関内での適切な人材の選出・帰国後の活用が期待できることが明らかとなった。他方、日本の修士号に相当する「準博士号」取得者は、財務省に4名、

経済開発貿易省に 9 名いることが判明したが、両省とも現状他ドナーから同様の留学事業を通じた支援が得られる状況にはなく、かつ予算上の制約もあり、今般対象機関として設定されたことを契機に、JDS 事業を通じた人材育成への期待が大きく、両省ともに必要とする人材育成が十分に達成されていないことが調査を通じて判明した。

以上のような結果から、サブプログラム基本計画（第一案）を策定し、運営委員会に確認を行ったところ了承された。これらの内容に基づいて、第二次現地調査に際して、最終合格候補者の選考および受入大学教員による主管省庁（対象機関）との協議を経て、サブプログラム基本計画（第二案）を策定した。

（3） JDS に対する留学ニーズ・4 ヶ年の応募候補者の規模の確認

調査票により、各対象機関の職員数、そのうちの学歴・年齢要件を満たす層について確認を行ったところ、対象機関の職員数は、地方の職員も含めて 1,600 名強、そのうち、年齢・学歴の要件を満たす対象者が約 800 名強の規模で存在していることが確認された。

第一次国内解析時に、各対象機関よりショートリスト（S/L）、ロングリスト（L/L）の回収を行った。第一バッチ S/L にて各対象機関から挙げられた応募候補者数は 12 名（財務省 6 名、経済開発貿易省 6 名）、L/L にて挙げられた応募候補者数は 43 名（財務省 30 名、経済開発貿易省 13 名）であり、4 ヶ年にわたる応募候補者数は合計 55 名となり、各対象機関における JDS に対する留学ニーズが十分に存在すること、また、4 ヶ年にわたり十分な応募候補者が存在することが確認できた。ただし、各機関とも職員の英語力に対する懸念を示しており、留学に必要な英語力については受入大学の教員による面接時に確認を行った。

（4） 面接を通じた第一バッチの最終留学候補者

第一バッチ S/L には 12 名がリストアップされ、実際の応募者は 12 名であった。そして、アカデミックな視点を主眼とした受入大学による書類選考及び大学教員による面接の結果、大学より 6 名が受入可能であると判断された。その後、帰国後の自国への貢献度を主な評価ポイントとした運営委員会による総合面接を実施し、4 名が最終留学候補者として選考された。

（5） 第二バッチの応募候補者との面談

受入大学の教員が、第二バッチ S/L のうち応募候補者 12 名と面談し、現在の職務内容、課題認識、日本留学への意欲、英語力等につき概要を把握したところ、実際の入学まで約 1 年あることも加味しつつ、第二バッチの潜在的候補者が質・量ともに相当程度見込まれることが確認された。具体的には、同大学のキャパシティも鑑みつつ、4 名程度は受入可能なレベルにあることが確認された。また、応募候補者が示した職務上の課題認識、応募候補者の所属・従事する業務等が当該サブプログラムの抱える課題と合致していると考えられる点からも、応募候補者としての妥当性が確認できた。これにより、当該サブプログラムにおいては、第 1 バッチのみならず第 2 バッチにおいても同数程度の有望な応募候補者が存在することが確認でき、今後 4 ヶ年にわたり毎年ほぼ同数の選考結果が期待できる。

以上、4 ヶ年の応募候補者の規模、第 1 バッチの選考結果、第 2 バッチの応募候補者の面談結果等から、第 1～第 4 バッチとも各バッチ 4 名程度の選出が可能であると見込まれるが、2008 年 5 月に日本政府が提示した 4 ヶ年の受入人数の上限、及び他のサブプログラムとの人数バランス

を勘案し、第2バッチ～第4バッチについては各バッチ3名が妥当であり、4バッチ合計で13名が、当該サブプログラムにおける適切な受入人数の規模と判断される。

(6) 受入大学教員と対象機関関係者（主管省庁等）との協議

対象機関側から人材育成計画の説明があり、大学側からは大学プログラムに関して説明がなされた。

本協議の結果を踏まえ、大学側からは、本サブプログラムでは、主要経済関連省庁における市場主義経済の原則を理解した政策立案者の育成が重要である旨の意見が提出された。

(7) 受入大学によるJDS生の研究活動を促進するための提案

今年度の選考や次年度候補者との面談、主管省庁との協議等を通じて、以下のとおり受入大学より通常カリキュラムに加えて、サブプログラムの課題解決を担うJDS生の研究活動を促進するための提案がなされた。

（留学前）なし

（留学中）サプライ・チェーン・マネジメント及びトレード・ファシリテーションへの理解を深めることを目的とした現地ワークショップの実施等。

（留学後）行政実務・政策立案に係るアドバイス・指導を行うことを目的とした大学教員の現地派遣等。

以上のような結果を踏まえて、サブプログラム基本計画（第二案）を作成した。

その後、第三次現地調査では、官団員より、別添10「受入大学からの提案による活動（モデルプラン）」に基づき、本活動の趣旨、及び本活動を行うにあたり必要な予算が措置される予定である旨を説明し、先方の了承を得た。特に、本活動について、先方政府より提案等がある場合は、2009年度事業の実施が正式に決定した後に行われる予定の第1回運営委員会における協議事項とすること、また協議の結果、同提案等が本活動の趣旨から妥当であると判断される場合は、日本側が受入大学に対して同提案の実施の検討を依頼することで合意した。

(8) 当該サブプログラムにおける次バッチ以降の課題

対象機関の拡大に関しては、受入大学及び運営委員会から、現在の対象機関（財務省、経済開発貿易省）に加え、関税委員会や国税委員会等の関連機関を対象とするよう提案がなされている。

これについて、JDS事業新方式における次バッチ以降の留学生を確保する観点から、当該サブプログラムにおいて主たる役割を担うことが期待される現行の対象機関の組織機能強化を目的とするものであることに加え、他の関連機関については長期研修員制度等の他スキーム活用を図ることを先方政府関係者に説明の上、理解を得ることが必要と考えられる。

5. 事業規模の積算

本計画策定調査の第二次現地調査までの結果を踏まえて策定された 2 サブプログラム／コンポーネントの基本計画（第二次案）に基づき、以下の通り 4 ヶ年の事業費の積算を行った。

5-1. 事業の実施方法

各サブプログラム／コンポーネントに関して、それぞれの対象機関から推薦・選考された職員は、課題の解決に適した教育プログラムを提供する受入大学（2 大学）にて 2 年間の修士課程を修め、帰国後、留学前の所属に復職し、留学にて得た能力を活かして、業務を通じて自国の発展に貢献する。

留学する職員に対しては、本人の留学効果の向上だけでなく、対象機関全体のレベルアップにつながるよう各受入大学から提案のあった通常のカリキュラムに加えた特別な指導・活動等に基づき、来日前の事前指導、留学中の夕国でのフィールド調査、対象機関からの専門家の招へい等の特別活動及び帰国後のフォローを行う。

5-2. 事業費積算

前項で記載した事業の実施方法に基づき、4 ヶ年の事業実施にかかる事業費の積算を行った（別冊ファイル、参照）。事業費積算にかかる前提条件は以下の通り。

（1）留学生数

第二次現地調査の結果を踏まえ作成したサブプログラム基本計画（第二次案）にて設定した人数とする。

（2）滞日期间（契約締結年度来日生のみ）

① 来日時期

配置予定大学の平成 20 年度の入学式実施日に基づき、8 月上旬来日。

来日後から入学までの期間には、ブリーフィングオリエンテーション、外国人登録等の手続き、住宅手配、基礎的な日本語研修、入学手続き支援等を実施する。

② 帰国時期

配置予定大学の平成 20 年度の修了式実施日に基づき、10 月帰国。

（3）配置大学

第一次国内解析の結果策定された大学配置案に基づく各大学・研究科。

（4）実費部分

① 大学直接経費

(a) 契約締結年度来日生：入学金、授業料を積算。

(b) 翌年度来日生：大学入試にかかる検定料を積算。

② 研究活動促進費

1 研究科あたりの活動モデル単価に基づき積算。

具体的には、現地及び現地関係者との活動を中心とし、4 ヶ年を通じて、留学生の研究活動及び現地関係者・対象機関の能力向上に裨益することを目的として、受入大学が実施する通常のカリキュラムに加えた特別な指導・活動等に対して支出する。

③ 大学教育委託経費

契約締結年度来日生 1 人あたり、50 万円にて積算。

具体的には、留学生の国内での研究活動を支援する経費を大学に対して支出する。

(5) 役務部分

① 本邦日本語研修を概ね 20 日間実施にて積算。

② 契約締結翌年度来日生に係る募集選考経費を積算。

6. 第2バッチ以降の課題

6-1. 募集期間

調査スケジュールの都合上、調査終了後1ヶ月程度で募集期間を締め切ることとなったが、機関内諸手続きや卒業大学等からの必要書類取り付けが間に合わないため、各対象機関から10名ずつ推薦することになっていたところ、各対象機関とも10名未満の推薦者数となった。対象機関及び応募者の双方から、次年度以降は余裕を持った募集期間とするよう要望があった。次年度は今年度の経験を踏まえ、機関内諸手続きや必要書類の取り付けに必要な期間だけでなく、サブプログラム毎に説明会等を開催し、候補者への事業趣旨理解促進や大学とのミスマッチを避けるための十分な大学情報説明を行うために適切な募集期間を確保できるよう検討する。

6-2. 大学と候補者のマッチング

今回の調査では各サブプログラム／コンポーネントに対応できる大学が受入大学として選定され、現地対象機関から各サブプログラム／コンポーネントの課題に取り組むべき人材が推薦された。しかし、募集開始時点で各サブプログラム／コンポーネントに対する受入大学が確定していなかったことから大学情報の提供が遅れたこともあり、大学による書類選考において候補者の研究テーマについての指導を大学で行えないというケースが見られた。原因の一つとして、前述のように募集期間が短く、応募者が大学にて提供可能なプログラム内容について前広に知ることができなかったことがあげられる。今後は受入大学による事前のセミナー、ワークショップ等を通じた事前の情報発信と候補者とのマッチング等を検討する。

6-3. 対象機関について

新方式導入に伴い、対象機関を固定することとなったが、夕国では省庁の再編成が頻繁に実施される傾向があるため、省庁の再編成にかかる対処方針も策定する必要がある。対象機関が省庁再編成の影響を受ける場合には管轄の業務がどのように引き継がれるのか現地政府に状況の確認を取ることが求められる。

	現地調査	国内調査	受入大学
H20年3月			関心表明書の作成、提出
4月			
5月		【国内事前準備】 ・要請書の分析 ・調査方針の検討 ・インセプションレポート作成等	
6月	【第一次現地調査】 ・事業の枠組みの合意 ・対象サブプログラム、対象機関の選定 ・受入大学案の合意 ・実施体制の確認 ・サブプログラム基本計画案の予備的検討	【国内フォロー】 ・大学調査準備	
7月	【現地フォロー】 ・募集活動支援 ・ロングリスト作成支援・確認	【第一次国内解析】 ・サブプログラム基本計画（第一次案）の策定 ・受入大学との調整 ・大学配置計画案の策定 ・概算事業費の積算、選考準備等	プロポーザルの作成、提出 受入検討依頼受領
8月	【第二次現地調査】 ・サブプログラム基本計画（第一次案）の合意 ・選考方法、基準の合意 ・選考業務の実施 -英語試験の実施 -第一次審査の実施 -大学教員による専門面接の実施 -最終審査の実施 -健康診断 ・大学教員と対象機関との協議の実施	【国内フォロー】 ・受入回答受理 ・教員派遣依頼 ・書類審査依頼 ・書類審査結果受領 ・教員派遣諸手続き ・協議実施方法の説明	受入回答 教員派遣検討 書類審査実施 書類審査結果回答 教員派遣
9月			
10月		【第二次国内解析】 ・サブプログラム基本計画の策定 ・事業規模の決定 ・大学配置計画の策定 ・事業費の積算	
11月			
12月			
H21年1月	【第三次現地調査】 ・サブプログラム基本計画の合意	【第三次国内解析】 ・最終候補者の合格内諾取付 ・出願、入学に係る受入大学との各種調整、手続き ・調査最終報告書作成、提出	最終候補者受入検討、内諾
2月			
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			

人材育成支援無償事業（新方式）運営ガイドライン 和文仮訳（案）

平成19年12月
独立行政法人 国際協力機構

本運営ガイドラインは、平成20年度以降に新方式により実施される人材育成支援無償事業について適用される。

第1部 基本原則

1. 序文

本事業の目的は、我が国無償資金協力対象国（以下「被援助国」という）において、社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、当該国の21世紀を担う指導者となることが期待される優秀な若手行政官、実務家、研究者等を対象とする人材育成であり、ひいては各留学生在が日本の良き理解者として両国友好関係の基盤の拡大と強化に貢献することである。

本事業を通じ受け入れられた留學生は、我が国大学での専門知識の習得、研究、人的ネットワーク構築等を行い、自らの国が直面している社会・経済開発上の課題を実践的に解決する専門知識を有する人材として活躍することが期待される。

開発途上国の有する開発課題の多くは、開発途上国独自の努力のみでは解決し得ず、国際協力の枠組みの中での対応が不可欠であり、また、常に解決策を模索している開発現場と不可分のものである。このような、開発現場を含む国際協力の枠組みの中で、開発課題と取り組むことのできる人材を育成することが、本事業では期待されている。

本ガイドラインは、日本国政府が、無償資金協力（以下「贈与」という）の実施を決定するために、被援助国政府との間で締結する交換公文（以下「E/N」という）、及び独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という）が、資金を贈与するために、被援助国政府との間で締結する贈与契約（以下「G/A」という）に基づき、本事業全般の運営に当たって従うべき一般的な指針を定めたものである。

JICAは、日本国の関係法令に従い、人材育成支援無償事業の適正な実施を目的とした必要業務を行う。

また、被援助国は、人材育成支援無償事業実施に係る役務を、契約に基づき、実施代理機関に代行させる。

2. 人材育成支援無償事業の概要

（1）基本的な考え方

ア. 我が国大学への留学を通じ、高度な専門性を身に付けることにより、将来、

被援助国において様々な開発課題の解決に取り組むことができる優秀な人材を育成することを目的とする。留学生の募集・選考及び派遣は、両国関係者の合意に基づき実施される。

- イ. 知日家・親日家を広く輩出することで、将来的な両国のパートナーシップの強化に資するものとする。
- ウ. 帰国後、直ちに政府の中枢で政策立案等の実務に携わることができ得るよう、取得学位は、基本的に「修士」とし、学習言語は、開発途上国が取り組む開発課題の解決が国際協力の枠組みで取り組まれていること及び帰国後国際舞台での活躍を想定して、「英語」とする。
- エ. 事業の実施に当たっては、各国の重点分野・課題への選択と集中、二国間協力プログラムとの連携を十分に考慮する。

(2) 事前調査

- ア. 被援助国における人材育成支援無償事業の実施に先立ち、JICAはコンサルタントを雇用し事前調査を行う。事前調査は4年に1回実施し、各国の事業を、「4バッチ（4回分の受入：各年度の受入は1回）」を1単位として計画する（ただし、E/Nは年度ごとに締結する）。
- イ. 被援助国のニーズを具体的に見極め、対象分野・セクター、対象機関を絞り込み、明確な目標の設定と必要な事業規模を決定する。
- ウ. また、本事業の主旨に合致する潜在的な留学候補者数を確認した上で、第1バッチの留学候補者の選考を実施する。
- エ. 事前調査における主な調査事項は以下のとおり。なお1)～6)については運営委員会の合意が必要となる。
 - 1) 対象分野、対象組織
 - 2) 留学候補者数
 - 3) 実施体制
 - 4) 受入大学
 - 5) 第1バッチの留学候補者の選考
 - 6) 全体事業費
 - 7) 出願・入学に係る諸手続き

(3) 実施代理機関

人材育成支援無償事業を円滑に実施するために、E/N及びG/A締結後、事前調査の受託者をJICAが被援助国に対して実施代理機関として推薦する。実施代理機関は被援助国政府と実施代理業務契約を締結し、以下の業務を行う。

- ア. 留学生候補者の募集、選考手続き事務
- イ. 候補者への留学情報の提供
- ウ. 留学生の入学・来日手続き

- エ. 学費、奨学金等の一括支払い管理
- オ. 来日時・帰国時オリエンテーションの実施
- カ. 付加価値研修の実施
- キ. 留学生のモニタリング
- ク. 評価会の実施
- ケ. その他本事業を実施するために必要な業務

(3) 運営委員会

運営委員会は、被援助国政府関係者（外交当局、経済協力受入当局、文部当局等）及び日本側関係者（在外公館、JICA在外事務所等）で構成する。原則として、議長は、被援助国政府代表が務め、副議長は日本政府代表が務める。また、両国政府の合意に基づいて、双方の代表を共同議長とすることも可能とする。議長（被援助国政府代表）は、運営委員会の会議を主宰し、議事を整理する。JICA代表は事務局長を努め、委員会の招集、議事録作成等運営委員会の事務全体を司る。

(4) 派遣人数

事前調査を通じて第1バッチの派遣人数を決定し、また4ヵ年を通じた派遣予定人数を設定する。第2バッチ以降の派遣人数については、前年度の実施代理機関業務の中で選考を行い、決定する。

(5) 対象分野

本事業の留学生受入分野については、学位取得に日本の比較優位がある分野であり、事前調査を通じて、被援助国の経済・社会開発に必要不可欠であることが確認できた分野とする。対象分野数は多くとも4～5分野とする。

なお、市場経済化の促進やガバナンス強化等に資する社会科学系の分野を重視する。

(6) 受入大学の決定

JICAは事前調査を通じて、本事業の趣旨に賛同し、かつ被援助国のニーズに対応する教育プログラムを有する本邦大学を特定し、各分野における留学生の受入候補大学を決定する。結果については事前調査中に被援助国政府に対して通知する。

同一分野の留学生については、可能な限り同一大学（研究科）に入学させることとする。

(7) 贈与の対象とする経費の範囲

贈与の対象とする経費は、以下の2つに大別される。

- ア. 被援助国の留学生に日本国内の大学において学術的な機会を与えるために必要となる役務の購入のための経費：
 - 1) 2バッチ以降の募集選考に係る経費、2) オリエンテーション経費

3) 付加価値研修実施経費、4) モニタリング経費等

イ. 当該学生の日本での勉学に必要な経費：

- 1) 奨学金、2) 渡日旅費、3) 帰国旅費、4) 支度料、5) 宿舍関連手当、
- 6) 書籍購入補助費、7) 資料送付料、8) 研究旅行手当、9) 学費、
- 10) 大学教育委託経費等

3. 留学生の応募資格及び選考

(1) 応募資格及び要件

- ア. 国籍：被援助国の国籍を有する者。
- イ. 年齢：原則22歳以上35歳未満の者。（来日年度の4月1日現在）
- ウ. 軍籍者の排除：軍に奉職している者であってはならない。
- エ. 本事業の目的を正しく理解し、学業の修了・帰国後、母国の発展に貢献しようとする明確な意思を有する者。
- オ. 既に他の海外支援による奨学金を受給し、留学の結果、「修士」の学位を取得していない者。また、他の奨学金を受給していない者。
- カ. 心身ともに健康である者。
- キ. 日本に留学する上で、十分な英語力を有する者。

(2) 留学生の募集・選考

ア. 募集・選考方針

- 1) 事前調査を通じて決定された対象分野（セクター）を主管する中央及び地方の省庁、及びその関連機関から推薦された行政官を選考対象とする。但し、民間を含めて広く募集することが妥当である分野については、公募による募集も排除しない。
- 2) 候補者の推薦については、運営委員会の指示、責任のもとに対象機関が実施し、選考に足る資質、人数の候補者を確保するものとする。
- 3) 留学生の選考は一義的に本人の学力に基づくものとし、書類審査、面接試験等を経て留学候補者を決定する。

イ. 選考体制

- 1) 選考体制および候補者の決定までの選考手続き全般は、運営委員会が司る。
- 2) 運営委員会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - 選考基準、選考方法の決定
 - 選考スケジュールの確認
 - 選考試験の実施管理
 - 最終候補者の決定
 - その他、E/N内容に係る討議や本事業実施上の問題点の解決等
- 3) 運営委員会の承認をもって本事業の最終留学候補者を決定し、受入大学による選考を経た上で最終的に留学生が決定される。

4. 留学条件

(1) 留学生の待遇

ア. 奨学金等

奨学金や学費等の支払いについては、被援助国政府との契約に基づき、実施代理機関が代行し、留学生や受入大学等に直接支払うものとする。なお、各々の支給額については、別途定めることとする。

イ. 奨学金支給期間等

原則として、来日後、当初受入予定期間内での予定学位取得後の帰国日まで奨学金を支給する。原則として、この支給期間は延長されない。次の場合は、被援助国は奨学金の支給を取りやめ、早期に留学生を帰国させることとする。

- 1) 申請書類の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- 2) 被援助国政府への誓約事項に違反したとき。
- 3) 大学において懲戒処分を受け、もしくは当初受入予定期間内での成業の見込みがないと判断されたとき。（専門の学業成績不良の場合も含む）

(2) 報告義務

留学期間中、被援助国は実施代理機関を通し、留学生に対し、定期的にモニタリングを実施し、JICAに報告しなければならない。

(3) 付加価値研修

留学生に対し、被援助国は実施代理機関を通し、付加価値研修を実施することができる。付加価値研修は、自国の開発に資する実践的な知識、技術の習得や人的ネットワークの構築等を目的とする。

ア. 導入研修：日本の開発経験を理解するための視点を提供し、日本の経済社会を理解する思考の枠組みを修得することを目的とする。その他、ODA理解や人的ネットワークの構築の促進を図る。

イ. 分野別研修：日本の地域開発の経験から、被援助国政府において強化が必要な、政府と地域住民をつなぐ地方自治体機能の役割や地域が開発を主体的に担う事例を学ぶための研修を実施する。

(4) フォローアップ

本事業は、帰国留学生が母国の経済・社会開発の課題解決に貢献すること、また、人的ネットワーク構築が事業の要諦であることから、被援助国は、留学生の帰国後の動向調査や我が国との学術、文化交流の促進等について、必要な対応を行うこととする。

また、被援助国は、留学生が帰国後、行政府等の中枢で活躍できるような職務を与えることを検討する。

第2部 実施代理機関との契約及び認証

1. 総論

非援助国政府はE/N、及びG/Aに則り、上記2. (3)の内容に関し実施代理機関と実施代理業務契約を結ぶ。このようにして交わされた契約は、贈与に適格となるためにはJICAにより認証されねばならない。2通の同一内容文書で作成された契約書は、被援助国政府により、契約業者を通じてJICAに提出される。

2. 実施代理機関の推薦

JICAは、人材育成支援無償事業を円滑に実施するために、G/A締結後、事前調査を受注したコンサルタントを、被援助国に対して実施代理機関として推薦する。

3. E/N、G/Aへの言及

実施代理業務契約には、E/N及びG/Aについて次のように言及することとする。

【案】「JICAは（プロジェクト名）に関し、日本国政府及び被援助国政府間で（日、月、年）に署名されたE/N、及びJICA及び被援助国実施機関間で（日、月、年）に署名されたG/Aに則り（被援助国名）政府に贈与を実施する。」

4. 派遣人数への言及

実施代理業務契約は、各年度の派遣人数について言及し、当該派遣人数が上限となる。

5. 業務内容

実施代理業務契約には、贈与によって規定される留学生に係る役務が明記されねばならない。実施代理業務契約が、E/N、及びG/Aに含まれていない役務を含む場合には、かかる契約はJICAによって認証されない。

6. 履行期間

実施代理業務契約は、業務の履行期間を明確に規定していなければならない。この期間は、G/Aに規定された贈与の拠出期間を越えてはならない。

7. 契約価格

実施代理業務契約価格の総額は、E/N、及びG/Aに規定されている贈与の限度額を越えてはならない。実施代理業務契約価格は、文字及び数字を用いて日本円で正確に、かつ誤りなく表示されなければならない。文字による価格と数字のそれに差異のある場合には、文字による価格が正当とみなされる。

8. 契約の認証

実施代理業務契約には、E/N、及びG/Aの規定に則り、贈与に適格となるためにはJICAにより認証されねばならない旨明記しなければならない。

9. 支払方法

実施代理業務契約には、E/N、及びG/Aに則り、「支払いは被援助国あるいはその指定する機関によって発行された支払い授權書（A/P）を受けて、日本の銀行を通じて日本円で行われる」旨述べた条項がなければならない。支払いは、JICAの定める規準により行われる。

支払いには、日本で滞在する留学生の生活に関わる経費も対象となることから、支払いが所定の期日に行われるよう十分留意する必要がある。このため、被援助国政府は、遅滞なく銀行取極や支払い授權書の発給を実施しなければならない。

10. 被援助国の責任と義務

実施代理業務契約は、E/N、及びG/Aに則り、被援助国の責任と義務を明記していなければならない。

11. 修正

実施代理業務契約に修正が必要な場合には、認証日と認証番号により同定される、その時点で効力を持つ実施代理業務契約についての修正契約の形で行わなければならない。修正契約は次の点を明記していなければならない。

- （１）修正される条項を除いたすべての条項は変わらないこと。
- （２）修正契約は、贈与に適格となるためにJICAにより認証されねばならないこと。

以 上

* 当ガイドラインの適用と受取国法令と齟齬が生じる場合は、被援助国政府は JICA と協議を行う旨要請すること。

人材育成支援無償(JDS)事業 (タジキスタン)

第1回運営委員会(OC)議事録

1. 日時：2008 年 6 月 25 日（水）10:00～12:00

2. 場所：国家公務庁（CSD）会議室

3. 出席者：

《OC メンバー》

Mr. Davlatov J.	国家公務庁（CSD）長官【議長】
Mr. Nakayama Yoshihiro	在タジキスタン日本国大使館臨時代理大使【副議長】
Mr. Hasegawa Ken	JICA タジキスタン駐在員事務所長【事務局】
Mr. Kasimov Grez	大統領府人事担当大統領顧問
Mr. Makhmudov Rustam	外務省人事・特殊情報局局長
Mr. Abdulazizov Vakhob	教育省国際局長（欠席）

《オブザーバー》

Mr. Gulomov Safarali	CSD 分析・情報・組織課 課長
Mr. Shoev Manuchekhr	外務省人事・特殊情報局三等書記官
Mr. Tamai Takuya	在タジキスタン日本国大使館三等書記官
Mr. Djaborov Safovudin	JICA タジキスタン駐在員事務所プログラムオフィサー
Mr. Safarov Faizali	財務省人事局局長
Ms. Kenzhaeva Zainab	経済開発貿易省国家計画実施モニタリング局局長
Mr. Nakano Noriyuki	JICE タジキスタン連絡所長
Ms. Tanikawa Nami	JICE タジキスタン連絡所プログラムコーディネーター
Mr. Katori Jun	JICE タジキスタン連絡所通訳（露語）
Ms. Kurbonbekova Adiba	JICE タジキスタン連絡所アシスタントプログラムコーディネーター

4. 議題：以下の通り

4.1 Opening Remarks

議長よりタ国側を代表し開会の辞が述べられた後、副議長より日本側を代表し挨拶。

4.2 Introduction of the Operating Committee members

議長よりタ国側、副議長より日本側の OC メンバーが紹介された。

4.3 Proposal and Approval of the Agenda

JICE より以下主な 4 つの議題が提案され、OC メンバーにより承認された。

(1) JDS 2009-2010 のプロジェクト実施について

- 1) JDS 2009-2010 の年間スケジュール概要（案）
- 2) 選考手順
- 3) 資格要件
- 4) 応募に係る提出書類およびロングリスト

5) 候補者選出

- (2) サブ・プログラム基本計画について
- (3) 募集説明会について
- (4) 第 1 回 OC 以降のスケジュール（案）について

4.4 Implementation of JDS Project 2009-2010 in Tajikistan

4.4.1 JICE より JDS の年間スケジュール概要（案）について配布資料を基に説明。以下の諸点につき言及があった。

- (1) JDS 事業計画策定調査スケジュール及び第 1 次現地調査スケジュールについては参考資料 1 及び 2 のとおり。計画策定調査の結果により、来年度以降の JDS 事業の実施の是非が決定される。
- (2) 募集説明会を 6 月 25 日に開催後、各対象機関に対し第 1 バッチの応募書類及びショートリストの提出と第 2～4 バッチのロングリストの作成を依頼する。第 2 バッチについては新たに 10 名のショートリストの提出を 8 月 29 日までをお願いしたい。タジク側の募集手続きフローは別添 I-1 をご参照いただきたい。なお、第 1 バッチについては、9 月下旬にかけて選考を実施し、全選考過程終了後、10 月上旬の第 3 回 OC で最終候補者の承認を行う予定である。
- (3) 最終候補者の選考後、JICE では日本の受入大学に対する出願手続き支援などを行う予定である。
- (4) 来年度の JDS 事業の実施が正式に決定した場合、第 1 バッチの留学生の来日は、2009 年夏頃を予定している。その後、留学生は 9～10 月ごろに入学し、留学生活がスタートすることとなる。

これに関連し、副議長より「日本での留学に備え、最終候補者に対する英語能力強化のための措置がタジキスタン政府にて図られることを希望する」とのコメントがなされた。

4.4.2 Details of JDS Selection Procedure

JICE より選考手順について、配布資料（別添Ⅱ）を基に以下のとおり説明された。

- (1) 選考においては公平性を確保する。
- (2) 選考において候補者はサブ・プログラムに基づき日本の受入大学毎に評価される。受入大学に関する情報は第 2 回 OC にて提供される。
- (3) 英語試験 (ITP TOEFL) ・数学基礎試験は候補者の英語力及び数学力を確認するために参考として実施されるものであり、選考ではない。英語試験・数学基礎試験とも、結果を日本の受入大学に通知する。
- (4) 第一次選考は日本の受入大学による書類審査である。審査においては学術面だけではなく、帰国後のタ国への貢献度が考慮される。
- (5) 第一次選考通過者を対象に、健康診断を実施する。
- (6) 第二次選考は日本の受入大学教員による専門面接を実施する。その際、OC や対象機関と大学教員との協議を予定している。
- (7) 第三次選考は、OC による総合面接である。
- (8) 各選考基準については、第 2 回 OC にて通知される。

4.4.3 Qualifications

JICE より、初年度事業の資格要件について説明があり、特に以下の諸点につき言及があった。

- (1) 国籍：タジキスタン国籍を有する者
- (2) 学歴：教育課程 16 年相当を修了し学士号を取得した者
- (3) 職歴：応募締切時点で対象機関に勤務し、労働手帳に記載された正規職員としての関連実務経験 2 年以上
- (4) 年齢制限：2009 年 4 月 1 日現在で 22 歳以上 40 歳未満
- (5) 英語力：日本の修士課程への留学に必要な英語力を有する者
- (6) 対象機関の所属長が署名した Permission Letter を提出した者

※ 以下の者は応募資格がないものとする。

- 1) 現在奨学金を得ている、もしくは奨学金を得る予定の者
- 2) 過去に他の奨学金を得て留学し修士号を取得した者
- 3) 軍籍を有する者

※留学生は渡日前に誓約書への署名と、帰国後、各サブ・プログラム対象機関での勤務を通じ、タジキスタンの発展のために貢献することが義務付けられる。

4.4.4 Application Documents and Long-List

JICE より第 1 バッチの応募書類、第 1～2 バッチのショートリスト及び第 2～4 バッチのロングリストに関し以下のとおり説明された。

- (1) 第 1 バッチの応募書類一覧は参考資料 3、入学願書 (AF) は参考資料 4 のとおり。
- (2) 応募書類は、日本の受入大学が情報を共有すべく、JDS 実施 10 ヶ国共通となっている。
- (3) 第 1 バッチのショートリストは参考資料 5 のとおり。
- (4) 第 2～4 バッチのロングリスト (参考資料 6) には、部署名、部署毎の役割、部署の職員数及び潜在的応募者数に加え、可能であれば候補者名についても記載の上、第 1 バッチの応募書類等とともに 7 月 31 日 (木) までに提出いただきたい。
- (5) 第 2 バッチの 10 名分のショートリスト (参考資料 7) は 8 月 29 日 (金) までに提出いただきたい。

4.4.5 Nomination of Applicants

JICE より候補者の選出に関し以下のとおり説明された。

- (1) 各対象機関は、政府行政組織の機能強化を目的とした JDS 事業の趣旨を踏まえ、タ国のサブ・プログラムに合致し、かつ帰国後のタ国発展に貢献すると期待される候補者を選出するよう、ご配慮願いたい。
- (2) 各対象機関から JDS 事業の趣旨に合致した適格な候補者が推薦されるよう、OC メンバーをはじめとする各関係機関のご協力をお願いしたい。

4.5 Sub-Program Basic Plan

事務局よりサブ・プログラム基本計画に関し、配布資料 (別添Ⅲ) を基に以下のとおり説明された。

- (1) サブ・プログラム基本計画は、JDS 事業評価を行うための基礎資料である。

- (2) 第 1 回 OC にて暫定版につき合意形成を図るが、日本の受入大学からもコメントを聴取の上、最終的には第 3 回現地調査時にまとめる予定である。
- (3) サブ・プログラム基本計画には、各対象機関より取付予定の省庁レベルでの人材育成計画と、JDS 事業における対象者の育成方針（留学前、留学中、留学後）を添付する。

4.6 Explanatory Meeting

JICE より募集説明会に関し以下のとおり説明された。

来る 6 月 25 日に対象機関関係者等を対象として、募集説明会を実施する。式次第（案）は参考資料 8 のとおり。そこで資格要件や提出書類詳細等について説明を行う予定である。OC メンバー、対象機関の方には、多くの参加を期待するところ、関係機関、職員の方々への通知につき、協力をお願いしたい。

4.7 Future Schedule of JDS

JICE より第 1 回 OC 以降のスケジュール（案）に関し以下のとおり説明された。

- (1) 募集説明会後、対象機関にて候補者選出を開始。
第 1 バッチの応募書類及びショートリスト、第 2～4 バッチのロングリスト、及び人材育成計画の提出締切りは、それぞれ 7 月 31 日（木）。
- (2) 英語試験・数学基礎試験：8 月 9 日（土）（予定）
結果については、日本の受入大学に通知。
- (3) 第 2 回 OC：8 月中旬（予定）
インテリムレポート協議、大学配置案説明、選考基準確認等
- (4) 第一次選考（書類審査）：8 月中旬～下旬（予定）
- (5) 第 2 バッチのショートリスト締切り：8 月 29 日（金）
- (6) 健康診断：9 月上旬（予定）
- (7) 第二次選考（専門面接）：9 月中旬（予定）
- (8) 第三次選考（総合面接）：9 月下旬（予定）
- (9) 第 3 回 OC：10 月上旬（予定）（最終候補者承認）

4.8 質疑応答

タ国側（議長）より出されたコメント及びそれに対する回答は以下のとおり。

(1) 学位について

（タ側）タ国における多くの高等教育機関では **Specialist** という称号の学位が卒業生に授与されており、本学位は **Bachelor**（学士号）に相当するものとして扱われ、他国の奨学金制度においても本学位が学士号と同等であると認定されている。ただし **Specialist** イコール学士号と位置付けられているわけではない。

（日本側）日本の教育制度では、原則として 16 年間の教育課程を修了し学士号を取得した者が修士課程に進む。**Specialist** イコール学士号と認定されているのであれば日本の受入大学側にその旨説明するが、そうでない場合、日本の大学側は **Specialist** を取得していても学士号取得相当と判断しない可能性がある。

（タ側）本学位と学士号との関係については、教育省で公的な文書が作成されていると思われる。本件に関し、何らかの認定基準が設定されているか否かを本日 OC に出席していない教育省に照会し、

追ってタ国側より日本側に通知することとする。

(2) 大統領府職員の JDS 事業への参加について

(タ側) 大統領府は今般の対象機関が行う業務を担っているという点において同機関の機能を備えていることから、大統領府の職員も JDS 事業に参加できるものと考えている。

(日本側) 対象機関・対象サブ・プログラムは、2008 年 6 月に実施され署名された JICA ミッションのミニッツで言及された 3 機関・2 サブ・プログラムとしている旨、ご了承いただきたい。大統領府には、候補者を推薦する機関としてではなく、候補者を承認する重要な役割を担う機関として JDS 事業に関与いただきたい。

(タ側) 大統領府の JDS 事業への参加が日本側との合意事項である旨は理解している。ただし、タ国における大統領府の制度・役割を日本側にはさらによくご理解いただきたいと考えており、タ国側としては、大統領府職員も JDS 事業に参加できるようにしてほしいとの要望があることを議事録に載せて頂きたい。

5. Closing Remarks

議長より、閉会の辞として OC 開催の協力に対する謝意及び JDS 事業が円滑に実施されることを願う旨表明され、第一回 OC は閉会となった。

以上

議長

副議長

ダブラトフ J.

タジキスタン共和国国家公務庁 長官

中山 喜弘

在タジキスタン日本国大使館臨時代理大使

タジキスタン					
サブプログラム	大学名	教育の基本方針	JDS事業における受入実績 (他の対象国)		大学への改善 申し入れ事項
国際関係 (サブプログラム1)	国際大学 国際関係学研 究科	タ国の平和的経済発展に資する外交政策を立案し、特に、国際協力分野で積極的な貢献がで きる人材の育成を目指す。 国の安全保障や平和的経済発展に必要な政治的、軍事的、経済的、社会的条件を研究し、そ れに基づいて、外交政策や経済発展政策、国際協力政策のあり方を探求する。特に、世界五十カ 国以上からの多様な学生から成る当大学のコミュニティは、異なった諸文化価値の理解と尊重の ための類のない機会を提供している。外務省を含む政府派遣生も多く、国際協力、紛争解決、平 和構築などの問題を研究するためには理想的な学問的な環境を形成している。	06 年実績 国際関係:4 名	07 年実績 国際関係:6 名	(大学施設) ・蔵書数、最新版の書籍の 充実 (カリキュラム・講義) ・分析コースの複数学期の 継続開講
市場経済化のための制度 づくりと経済発展 (サブプログラム2)	立命館大学アジ ア太平洋大学 アジア太平洋研 究科	旧ソ連共和国の中では最貧国であり、独立後の紛争で生活水準全般が低下、失業率も高く厳し い貧困状態であるタ国において、1)市場経済に対応する行政制度及び機構の整備、2)民間経済 活動と投資の促進、3)社会サービスの向上と人材開発が開発課題であるとの認識の下、長期的 な視点での「政府行政組織の機能強化」及び「人材育成」が求められている。特に、「財政・マクロ 経済政策の安定化」が求められ、財務省及び経済開発貿易省の行政官の「財政・マクロ経済政策 の立案及び遂行能力」の向上、強化の意義は大きい。 これらの開発問題を長期的に展望できる広範な知識の習得とともに、理論と実践を結びつけて 現実の課題に対処できる能力を養成し、具体的な政策策定・実施において行政改革に携わる人 材を育成することを基本方針とする。	06 年実績 公共行政関連:6 名 経済・経営関連: 18 名	07 年実績 公共行政関連:11 名 経済・経営関連:12 名	

受入大学(研究科) プロポーザル

大学名(和):

1 指導の基本方針	調査結果(添付資料)の内容を踏まえ、関係省庁の中核的人材の政策立案・実施、事業管理等の能力を向上させる観点から、貴研究科における取り組みの基本方針について記述をお願いします。
2 プログラム内容・カリキュラム等	調査結果(添付資料)の内容を踏まえ、貴研究科にてご提供いただける具体的プログラム内容・カリキュラム構成、修了のための標準的な授業履修例等について記述をお願いします(記入欄が不足する場合には別紙添付にてご対応をお願いします)。 プログラム概要 カリキュラム構成 コース内容 標準的な履修例
3 JDS生の研究に資する追加的な提案	上記2に加え、JDS生に対して追加的にご提供いただけるプログラムのご提案をお願いします。 (例: 社外講師を招聘して、ワークショップを開催、等)
上記提案実施に係る概算経費	(例)講師招聘(交通費、宿泊費、謝金)、ワークショップ会場費、資料作成費、合計約100万円、等

4 想定される対象者(資格要件)	(例)財務省:公共投資計画の審査・予算化・実施管理、マクロ経済分析等での実務経験3年以上、等			
5 現地での面接に際して、特に重視すべき事項				
6 来日前の入学予定者に対して提案可能な支援	(例)研究上、事前に読んでおくべき参考文献・論文等の情報提供、等			
7 帰国後の留学生に対して実施可能なフォロー	(例)修了生の対象国での共同セミナーの実施、等			
8 語学(日本語・英語)教育に関して可能な支援	(例)留学生を対象とした日本語講座への優先的な参加等			
9 対象となる開発課題に関する指導が可能な教員	論文指導等主たる指導を行うことが可能な教員が	[]	名在籍しており、そのうち	[] 名が英語による指導が可能である。
	教員の指導専門分野、論文・著作等、当該国に関する実績(例:JICAプロジェクト専門家等)、過去指導した留学生の論文タイトル等を にご記入ください(特に指導教員となることが想定される教員の方に○を記入してください)。			
10 「サブプログラム基本計画」(案)に対する専門的見地からの意見				
11 当該課題に対して受入可能な人数	[]	名/年	4期分 計	[] 名
12 その他	選考・受入にあたっての留意事項等がございましたらご記入ください。			

人材育成支援無償（JDS）事業 サブ・プログラム基本計画（案）

1. サブ・プログラムの基本情報

（１）基本情報

1. 国名 : タジキスタン
2. サブ・プログラム名（援助重点分野） : 国際関係
3. 運営委員会 : 国家公務庁、大統領府、外務省、教育省、
在タジキスタン日本国大使館、JICA タジキスタン駐在員事務所
4. 主管省庁 : 外務省
5. 対象機関 : 外務省

（２）背景

現在、タジキスタン国では、国内経済の、地域および世界経済との統合による社会経済開発の推進と、そのための市場経済制度への移行が進められている。他方、極めて高い失業率やロシアへの移民の増加が示しているように、市場経済制度への移行は新しい雇用機会を生み出すことに成功しておらず、それに伴う犠牲や社会的コストが目立っている。

タジキスタン国政府は、「国家開発戦略（NDS）」や「貧困削減戦略（PRS）」に基づく政策を効率的効果的に実施するため、市場経済化のための制度づくりと経済発展に向けた取り組みを継続的に行っているが、旧ソ連時代に形成された制度上の枠組みが依然として残っており、長期的な視点で政府行政組織の機能強化を図ることが急務となっている。このため、国家基盤を強化する上で、国づくりを担うタジキスタン政府公務員を対象とした人材育成計画の策定が求められている。

日本政府による人材育成支援無償（JDS）事業は、タジキスタン政府の機能強化に貢献する人材の育成を支援するものであり、同事業を通じて育成する人材はタジキスタン政府の一員として同政府が求める開発課題（地域協力の推進、世界経済への統合等）の解決に向けた研究を行うこと、及び帰国後留学成果をタジキスタン政府に還元し政府行政組織の機能強化に資する人材として活躍することが求められている。

特に昨今、国際情勢が著しく変化する中、中国やアフガニスタンとも国境を接するタジキスタン国にとっては諸外国との協力なしに現状を打開することは不可能であり、上海協力機構や中央アジア地域経済協力等の機構・枠組みを通じ、中央アジア諸国等との安全保障・経済上の地域協力を積極的に推進している。斯かる地域協力を推進する上で、タジキスタン国では外交力の向上が喫緊の課題となっているが、他ドナー等による支援が十分でないこともあり、外交官等の国際関係諸問題の解決に携わる人材の育成が必要とされている。また、タジキスタン国の安定は中央アジア地域のみならず国際社会にとっても重要であるところ、日本政府としても、タジキスタン国政府と協力して、市場経済制度への移行に伴う社会的コストを低減させ、タジキスタン国の社会的経済的発展の基盤作りに貢献する人材を育成するJDS事業において「外交力の強化」及び「中央アジア地域と日本との関係強化」等、国際関係分野での留学プログラムを提供する意義は大きい。

（３）我が国の援助との関係

策定中の対タジキスタン国別援助計画における『「中央アジア＋日本」対話の枠組みにおいて、中央アジアにおける地域協力及びアフガニスタンを含む広域的な地域協力の強化を念

頭に置くこととする』方針の下、本サブ・プログラムにおける人材育成が実施される。

また、本サブ・プログラムにおいては、他の日本の支援と有機的に連携することを念頭に、国際関係分野（地域協力の推進、世界経済への統合等）の立案能力強化に向けた制度構築に資する行政官の育成が期待されている。

2. 協力の枠組み

（１）案件目標

（１）上位目標

地域協力の推進・世界経済への統合等に係る政策策定・制度構築に関する関係行政機関の能力が帰国留学生により向上する。

（２）プロジェクト目標

対象機関における国際関係に携わる人材が、地域協力の推進・世界経済への統合等に係る政策策定・制度構築に関する知識を習得する。

（２）プロジェクト目標の指標

①帰国留学生の修士号取得

②帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

（３）活動

目標	学習内容
①来日前	
検討中	検討中
②留学中	
サブ・プログラムの課題に対する理解促進	外部講師の招聘による特別講義を通じ、サブ・プログラムに関連した課題について学ぶ。また、大学から提供される研究課題に関連したデータ及び専門誌等を通じて、研究に必要な知識を習得する。
③帰国後	
知識のブラッシュアップ	現地に派遣される大学教員及び帰国生が共同で開催するセミナーを通じて、研究成果の維持・向上を行う。

（４）－１ 日本側の投入

①受入大学による事前・留学中の特別活動・事後経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）

②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）

③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

（４）－２ 投入期間・人数

第１バッチ：１名 ×１ヵ年 ＝ １名、第２～４バッチ：２名 ×３ヵ年 ＝ ６名、
計 ７名 ２年間の修士課程
 2009 年（～2011 年修了）：１名
 2010 年（～2012 年修了）：２名
 2011 年（～2013 年修了）：２名
 2012 年（～2014 年修了）：２名

（５）相手側の投入

- ①留学生の派遣
- ②事前活動（派遣前留学生の英語力強化）
- ③事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

（６）資格要件

- ①職務経験等
 - ・ 対象機関において国際関係分野の業務に従事する正職員
 - ・ 対象機関以外の省庁も含む国際関係分野において２年以上の専門的（＊）な実務経験を有すること。

（＊）地域協力の推進・世界経済への統合（国際政治、国際経済等）
- ②その他：
 - ・ 修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること
 - ・ タジキスタン国籍を持つこと
 - ・ 22 歳以上 40 歳未満
 - ・ 学士号相当を取得していること
 - ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと
 - ・ 過去に他国政府の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと

３．実施体制**（１）留学生の受入大学**

国際大学大学院 国際関係学研究科

（２）受入大学の国際協力事業の実績

JICA 長期研修員

（３）プログラム概要

国の安全保障や平和的経済発展に必要な政治的、軍事的、経済的、社会的条件を研究し、それに基づいて、外交政策や経済発展政策、国際協力政策のあり方を探求する。特に、世界五十カ国以上からの多様な学生から成る当大学のコミュニティは、異なった諸文化価値の理

解と尊重のための類のない機会を提供している。外務省を含む政府派遣生も多く、国際協力、紛争解決、平和構築などの問題を研究するためには理想的な学問的な環境を形成している。

国の安全保障に関する国際政治学の基本的な科目、貿易や投資などの国際的な経済関係と、それを発展させるための協定や制度に関する基本的な科目、その他、平和構築、経済成長と貧困解消、環境保護、持続可能な発展、民族紛争と多文化社会など、国際協力を不可欠とするような様々な分野での科目を提供する。

なお、現地対象機関関係者との協議の結果、留学生の課題解決能力強化のための活動として、通常のカリキュラムに加えて研究を支援する活動が提案されている（「2.（3）活動」内に記載）。

人材育成支援無償（JDS）事業 サブ・プログラム基本計画（案）

1. サブ・プログラムの基本情報

（１）基本情報

1. 国名 : タジキスタン
2. サブ・プログラム名（援助重点分野）：市場経済化のための制度づくりと経済発展
3. 運営委員会 : 国家公務庁、大統領府、外務省、教育省、
在タジキスタン日本国大使館、JICA タジキスタン駐在員事務所
4. 主管省庁： 財務省、経済開発貿易省
5. 対象機関： 財務省、経済開発貿易省

（２）背景

タジキスタンでは、「国家開発戦略（NDS）」や「貧困削減戦略（PRS）」に基づく政策を効率的効果的に実施するため、市場経済化のための制度づくりと経済発展に向けた取り組みが継続的に行われているが、旧ソ連時代に形成された制度上の枠組みが依然として残っており、長期的な視点で政府行政組織の機能強化を図ることが急務となっている。このため、国家基盤を強化する上で、国づくりを担うタジキスタン政府公務員を対象とした人材育成計画の策定が求められている。

特に、市場経済移行に向けた政策努力は、近年とみに加速化しており、本年度からは、自由貿易ゾーン（free trade zone）の設置、綿花の栽培購入制度の近代化等の大胆な政策が次々に打ち出されてきている。しかし、その政策策定過程において、主要経済官庁における市場経済主義の原則を理解した政策立案者が不足していることから、今後これら政策の円滑な実施を推進していくとともに、これら施策に続く第二弾、第三弾の経済政策を打ち出していくためには、上記のような政策立案者の供給プールの大幅な拡充が急務とされる。

日本政府による人材育成支援無償（JDS）事業は、タジキスタン政府の機能強化に貢献する人材の育成を支援するものであり、同事業を通じて育成する人材はタジキスタン政府の一員として同政府が求める開発課題（財政制度発展、予算制度、税制をはじめとする財政政策、対外債務管理、国際会計基準制度、国庫、国の歳出管理、マクロ経済政策、経済予測、証券市場発展、貿易、知的財産権、特許等）の解決に向けた研究を行うこと、及び帰国後留学成果をタジキスタン政府に還元し政府行政組織の機能強化に資する人材として活躍することが求められている。

特に、タジキスタン国の財政・マクロ経済政策の安定化は、タジキスタンの発展のみならず中央アジア諸国・世界にも大いに資することから、財政・マクロ経済政策の適切な実行が求められるところ、JDS 事業において「マクロ経済政策の立案能力強化」等、市場経済化のための制度づくりと経済発展に資する留学プログラムを提供する意義は大きい。

（３）我が国の援助との関係

対タジキスタン国別援助計画（第１次案）において、「タジキスタンの市場経済化を推進するための人材育成を実施することは必要不可欠であり、人材育成の成果は我が国の援助の効果的な実施にも資することとなる」とあることから、本サブ・プログラムにおける人材育成は斯かる方向性と合致する。

また、従来、タジキスタン重点分野である「人間の安全保障への支援」、「市場経済化のための制度づくりと経済発展」及び「中央アジア地域協力促進」の下で、技術協力プロジェクトや無償資金協力、専門家派遣等が行われてきたが、本サブ・プログラムにおける行政官の育成により、各種支援のより効率・効果的な実施が期待される。

本サブ・プログラムにおいては、他の日本の支援と有機的に連携することを念頭に、財政・マクロ経済政策の立案能力強化に向けた制度構築に資する行政官の育成が期待されている。

２．協力の枠組み

（１）案件目標

（１）上位目標

財政制度発展、予算制度、税制をはじめとする財政政策、対外債務管理、国際会計基準制度、国庫、国の歳出管理、証券市場発展、マクロ経済政策・分析、経済予測、対外経済協力、非独占政策等に係る政策策定・制度構築に関する関係行政機関の能力が帰国留学生により向上する。

（２）プロジェクト目標

対象機関における「市場経済化のための制度づくりと経済発展」に携わる人材が、財政制度発展、予算制度、税制をはじめとする財政政策、対外債務管理、国際会計基準制度、国庫、国の歳出管理、証券市場発展、マクロ経済政策・分析、経済予測、対外経済協力、非独占政策等に係る政策策定・制度構築に関する知識を習得する。

（２）プロジェクト目標の指標

①帰国留学生の修士号取得

②帰国留学生の当該政策策定・制度構築に関連する部署への配属

（３）活動

目標	学習内容
①来日前	
来日後の円滑な研究のために十分な事前準備を実施する	参考文献・論文等の情報提供を通じて入学前に事前学習・研究を行う。
②留学中	
サブ・プログラムの課題に対する理解促進	サプライ・チェーン・マネジメント及びトレード・ファシリテーションに精通した政策立案者、実務者によるワークショップを通じて、同課題への理解を深める。

③帰国後	
知識のブラッシュアップ	現地へ派遣される指導教員・担当教員等から、現地行政機関において行政実務、政策立案に係る実践的なアドバイス及び指導を受ける。

(4) - 1 日本側の投入

- ①受入大学による事前・留学中の特別活動・事後経費（現地での活動を含めた事前指導、特別講義・ワークショップ等の実施、帰国後のフォロー等）
- ②留学に係る経費（渡航費、本邦滞在中の奨学金、検定料、授業料等）
- ③留学中の支援経費（モニタリング、各種生活支援等）

(4) - 2 投入期間・人数

第1バッチ：4名 × 1ヵ年 = 4名、第2～4バッチ：3名 × 3ヵ年 = 9名、
計13名 2年間の修士課程
2009年（～2011年修了）：4名
2010年（～2012年修了）：3名
2011年（～2013年修了）：3名
2012年（～2014年修了）：3名

(5) 相手側の投入

- ①留学生の派遣
- ②事前活動（派遣前留学生の英語力強化）
- ③事後活動（所属機関・対象機関における留学で習得した知識の普及機会の設定）

(6) 資格要件

- ①職務経験等：
 - ・ 対象機関において、以下の分野に関連する業務に従事する正職員
 - 財務省：財政制度発展、予算制度、税制をはじめとする財政政策、対外債務管理、国際会計基準制度、国庫、国の歳出管理、マクロ経済政策、経済予測、証券市場発展等の分野
 - 経済開発貿易省：マクロ経済政策・分析、経済予測、対外経済協力、非独占政策等の分野
 - ・ 上記分野で2年以上の実務経験を有すること。また、対象機関以外の省庁での関連業務経験も有効とする。
- ②その他：
 - ・ 修士課程で研究を行うにあたり十分な英語力を有すること
 - ・ タジキスタン国籍を持つこと
 - ・ 22歳以上40歳未満

- ・ 学士号相当を取得していること
- ・ 現在奨学金を受給していない、または今後受給する予定がないこと
- ・ 過去に他国政府の奨学金を得て留学し、修士号を取得していないこと

3. 実施体制

(1) 留学生の受入大学

立命館アジア太平洋大学大学院 アジア太平洋研究科

(2) 受入大学の国際協力事業の実績

JICA ブルガリア・ビジネス人材育成センタープロジェクト (2004～2007 年)

JICA アセアン地域 地域産業振興研修 (2008 年)

(3) プログラム概要

本学大学院は、国際社会を舞台に、アジア太平洋地域が内包する問題を実践的に解決できる政策志向の人材を養成する。このことを通じて、アジア太平洋地域における経済社会の発展ならびに産業育成に貢献し、我が国政府が各分野で行っている国際協力の一環である人材養成分野（国際教育協力）において、その一端を担うことをめざすものである。

アジア太平洋研究科は、アジア太平洋地域の多様性と、この地域の発展の可能性に焦点をあて、①グローバルな社会システムレベルの課題、②人間の生存環境に関わる課題、③産業創造・産業開発の課題、④市場経済システム改革の課題を対象とした教育研究を行う。

国際協力政策専攻は、アジア太平洋地域の持続的発展にとって重要な要素である発展途上国開発援助を担う人材を養成するために、本専攻では高度の専門的職業人の養成を行うことを目標とする。とりわけ、今日、アジア太平洋地域において緊急性を有し、国際協力を通じた開発援助にとって対応すべき課題である①国際行政、②環境管理、③観光管理、④開発経済などの各分野に関する専門性を有し、具体的な政策に直接携わることができる人材を養成する。

JDS 留学生に対するプログラムは、財政・マクロ経済政策に係る知識の習得と能力の向上を図るとともに、タジキスタンの財政、経済政策に係る実際的な課題を抽出し調査研究しうる人材育成・能力強化を目指すものであり、本目的に係る①「授業科目の履修」、②「修士の学位取得のための財政・マクロ経済政策に係る政策課題及び開発事業を対象にした調査研究」（修士論文または研究レポート）により構成する。

特に、研究活動の指導については、入学時より指導教員を設定し、個々の学生の研究活動に対してきめ細やかな指導を行い、彼らの抱える課題に適切に応えるようにする。具体的には、リサーチ・プロポーザル、分析枠組みの策定、方法論、実施調査・分析、論文のとりまとめ等に分けて適切に指導する。

なお、現地対象機関関係者との協議の結果、留学生の課題解決能力強化のための活動として、通常のカリキュラムに加えて研究を支援する活動が提案されている（「2. (3) 活動」内に記載）。

人材育成支援無償（JDS）事業 計画策定調査（タジキスタン国）

第一次現地調査 対象機関訪問リスト

1. 対象機関訪問等

日時	面会者	備考
6月3日（火） 8:00-9:00	農業科学アカデミー 総裁 Mr. Ahmadov Hikmatullo 副総裁 Mr. Bukhoriev T. 同アカデミー付属経済研究所 所長 Mr. piriev J.	
6月4日（水） 9:00-10:00	外務省 大臣 Mr. Zarifi Khamrokhon 人事・特殊情報局局长 Mr. Makhmudov Rustam アジア・アフリカ局局长 Mr. Pirov Dodkhudo アジア・アフリカ局 三等書記官 Mr. Khodzhiev Manuchekhr	
10:30-11:15	財務省 大臣 Mr. Najmuddinov Safarali 予算局局长 Mr. Abibulloev Nazbullo 人事課長 Mr. Safarov Faizali 大臣補佐 Mr. Gulahmadov Bobodjon	
13:35-14:20	農業省 副大臣 Mr. Kodirov Mahmud 国際関係局局长 Mr. Gulonov H. H. 人事・特殊業務課 Mr. Akramov H.	
15:00-15:40	保健省 第一副大臣 Ms. Djobirova Saida 改革・国際関係局主任専門官 Mr. Safarov Abdurahim	
16:30-17:30	運輸通信省 大臣 Mr. Ashur Abdurahim 副大臣 Mr. Boboev Olim 国際関係局局长代行 Ms. Yokubzoda Farida 人事法務課長 Mr. Khodjaev Muhammadi 国際関係局外国業務課主任専門官 Ms. Akhmedova Tahmina	
6月5日（木） 9:00-10:00	経済開発貿易省 副大臣 Mr. Rakhmonov Abdugaffor 遠隔諸国局次長権 WTO 課長 Mr. Ibrogimov Anvar	

タジキスタン 対象機関調査結果一覧

	サブ・プログラム / コンポーネント	組織名	役割	直面している課題・研究ニーズ	職員数等				関連機関	帰国後の制約	休職許可	毎年、推薦可能な人数 (資格要件含)	語学力		援助協調 (他国ドナー等からの支援プログラム)	
					職員総数	22歳～39歳以下の割合	男女比	学士号取得率			有・無		TOEFL500 (IELTS5.5)以上	組織内の語学研修	実施中案件	実施予定
1	国際関係	外務省	タジキスタン共和国指導部が定める国の 対外政策の実現	経済外交 水力発電外交 (JICEコメント:「エネルギー安全保障における外交～水力発電を例として～」といったような読み替えが可能と思料) 紛争学 現代国際関係に関する分析及び予測	省内15の部局 において100人 以上	45% (20-29歳:25%、30-39歳:20%)	男性70%女性30%	100%	タジク外交サービス (外交団に関するサービス提供)	留学後は留学 前のポジション にて勤務(修了後の職場復帰)	有・無 (最長3年間)	2人(1年間に留学で送り出し可能な人数)	20人以上 省内平均 TOEFL 350-400 省職員の60%は英語がよくでき、英語で会話、文書のやり取りができる	なし	なし	なし
2	市場経済化のための 制度づくりと経済発展	財務省	予算・税政策の立案と実施;投資および 価格政策、金融および通貨政策の立案 への参加;法規の立案;タジキスタン共和国国家予算案の作成;国家対外債務の 管理;国家対外借入事業諸案の立案; 証券発行国家登記の実施;国際会計基準、 (会計)報告と会計監査業務の作成と導入; 保険法規定の遵守の国家監査。	予算管理 税政及び徴税 国際財務報告基準 マクロ経済予測及び財政 証券市場の発展 経済開発における投資政策 国庫制度とその発展 国債管理	1,470人 (うち本省239人)	55%	男性72%女性28%	100%	地域・都市地区金融 機関 (確認中) (確認中) 政府保険監督室 専門情報庁	ポストを維持した状態での数年間の留学、及び帰国後の職場復帰または昇進が可能	有・無	10人	3人 総職員数の20%が英語を習得している	あり 投資管理局(対外債務の主担当局)で実施	融資:世界銀行による民間セクター・公共セクター及び社会福祉分野における改革支援 行政機能の近代化:世界銀行及び日本政府共同による地域間連携の推進	なし
3		経済開発貿易省	タジキスタン共和国経済開発貿易省は 行政の中心となる機関であり、国家政策の立案及び実施、分析や構想および短・中・長期戦略の立案分野での法規調整、 対外経済活動、貿易、地域経済発展、特許、情報資源形成、商品(労働、サービス)の国家買付、国家備蓄、自然独占の活動調整、独占活動の制限と競争の振興、消費者の権利擁護と広告活動の管理などの機能を果たしている。	国際経済関係 世界経済 国際貿易政策 開発戦略形成の概念的フレームワーク 経済発展における投資の役割 公共開発 のモニタリングとプログラム評価 経済学における情報システム	197人	54%	男性56%女性44%	92%	商品・労働・サービス・在庫機関 専門財産補給庁 特許情報センター 経済研究センター 国営企業「バザイ・サノアティ・ジュンフリヤビ」	休職期間中の職場保持	有・無	回答なし(確認中)	回答なし(確認中)	あり 初級・中級の英語クラス(夜間)	WTO加入支援:スイスによる加入に必要な法律等整備支援 中央アジア地域・経済協力支援:ドイツ技術協力公社(GTZ)による支援	なし
4	-	運輸通信省	タジキスタン共和国政府の運輸・通信分野における総合的な政策実施	運輸・自動車道路・鉄道・航空輸送・橋梁及び通信回線の建設及び修復	112人	64% (20-29歳:27%、30-39歳:37%)	男性73%女性27%	不明	ドゥシャンベ交通局 ラシュト交通局 各地方支部 ボチタイ・タジク タジクテレコム タジク鉄道 タジク放送協会	不明	有・無	不明	不明	不明	不明	なし

第1バッチの候補者の選考

本調査では、調査の一環として、第1バッチの留学候補者の選考を実施し、その選考経過で把握された事実及び事業規模（受入人数）の検討結果をサブプログラム基本計画（第二次案）に反映した。

タ国における第1バッチの留学候補者の選考は、以下の通り実施された。

1. 応募者の募集（2008年6月～7月）

第1回運営委員会にて了承を得た応募者資格要件、募集要項・応募書類、選考スケジュールにしたがって、第一次現地調査及び第一次国内解析期間中に対象機関に対して以下の募集支援を行った。

(1) 説明会・募集用資料等の準備の実施

応募及び調査に必要な

- ・ 募集要項、
- ・ 応募書類、
- ・ ショートリスト・ロングリストフォーム

を作成し、6月25日に実施した説明会時に配布するとともに、JDS事業概要、サブプログラム／コンポーネント、関係機関及び対象機関の役割、ショートリスト・ロングリスト、応募書類の記入方法、選考スケジュール、選考手順、応募方法、資格要件、提出書類等の説明を行った。同説明会には17名の出席者を得た。

(2) 応募者選出・ロングリスト提出依頼

全対象機関に対して、前述の募集用資料一式を配布¹するとともに、応募者選出及びショートリスト・ロングリストの提出依頼を行った。

(3) 回収方法

7月31日までに各対象機関から応募書類、ショートリスト・ロングリストが国家公務庁経由でJICEタジキスタン連絡所²へ提出された。提出された応募書類数13通、ショートリスト記載者数（本年応募者予定者数）13名、ロングリスト記載者数73名であった。

2. 受入大学による書類選考及び結果

提出された応募書類を各受入大学に送付し、大学教員による書類選考を実施した（8月18日～29日）。また、英語及び数学の適性試験を実施（8月9日）し、書類選考の参考資料として結果を大学側に提供した。8月29日までに、受入大学2大学から書類選考の結果を得た。

各試験・選考については、以下の通り実施した。

(1) ベーシックチェック

8月1日～8月8日にかけて、書類審査の事前段階として、応募時に設定された資格要件、必要な書類、応募書類上の記入間違い等に関して確認し、不明な点に関しては本人または内容によっては所属先に確認を行った。ベーシックチェックを通過した応募書類は12通（3対象

¹ 要望に応じたデータでの応募書類の提供も実施

² JICEは本調査開始に際して、2008年5月にドゥシャンベ市内にタジキスタン連絡所を設置し、本調査業務を実施している。

機関)であった(応募対象外(1通)の理由は、応募者本人による応募辞退)。ベーシックチェックを行った後、JICE本部を通じて受入予定大学への応募書類の発送を行った。

(2) 英語試験及び数学試験

ベーシックチェックを通過した12名に対して、書類選考の参考資料として基礎的な学力を確認するための英語及び数学試験を8月9日に実施した。英語は国際的なレベルを確認するためにTest of English as a Foreign Language(TOEFL)、数学は、過去のJDS事業で経済・経営分野での受入実績のある大学が、修士課程レベルに必要な数学能力を確認するために作成した問題を利用した。

いずれの試験の結果についても、選考上の可否の最低ラインは設定せず、各受入大学に対して受験者全員分の結果³を書類選考の参考資料として提供した。

(3) 書類選考

審査項目は、学業成績(25点)、帰国後の知識活用法(20点)、研究計画(25点)、推薦状(10点)、研究科との合致度(20点)の5項目であり、100点満点で採点を実施。可否の判定については、○×方式(「○」は面接希望の候補者、「×」は不合格)で行われた。審査得点による○×の可否ラインは設定せず、「○」のみを書類選考通過とした。英語試験及び数学試験結果の取扱いについては、可否判定基準の一部とするか参考程度とするか等、入学後に必要な学力、英語・数学能力の重要性等が大学ごとに異なるため、大学側の判断に委ねた。

以上の結果、2サブプログラムにおいて、3対象機関から10名が書類選考を通過した(別添9-a:対象機関の内訳付き選考結果)。

3. 受入予定の大学教員による専門面接及びその結果

専門面接に先立って、9月3日～9月16日にかけて書類選考合格者に対する健康診断が実施され、対象者全員に留学に支障があると思われる健康上の問題は発見されなかった。

その後、9月16日、17日に大学教員による専門面接及び主管省庁を中心とした対象機関関係者と大学教員との協議が実施された(日程は表1の通り)。

表 1 専門面接及び協議の日程

月日		日程
9月15日	月	現地着
		アジア開発銀行タジキスタン事務所訪問
		ブリーフィング
		JICA タジキスタン駐在員事務所表敬訪問
9月16日	火	専門面接実施
		在タジキスタン日本国大使館表敬訪問
9月17日	水	対象機関協議 外務省【国際大学】
		対象機関協議 財務省・経済開発貿易省【立命館アジア太平洋大学】
		第2バッチ候補者協議 外務省【国際大学】

³ 数学試験に関しては、採点結果に加えて、解答のプロセスが記載されている解答用紙の原紙も大学側に提供。

		第2 バッチ候補者協議 財務省・経済開発貿易省【立命館アジア太平洋大学】
		運営委員会協議 【国際大学・立命館アジア太平洋大学】
9月18日	木	現地発

審査項目は、学問的背景と学習能力（50 点）、留学を成し遂げるための素養（30 点）、タ国の開発に寄与する可能性（20 点）の 3 項目であり、100 点満点で採点を実施。可否判定は三段階方式（「○」は積極的に受入りたい、「△」は受入可能、「×」は受入不可能）で行われた。各サブプログラムにおいて受入大学の最大受入可能人数（国際大学：4 名、立命館アジア太平洋大学：4 名）の 1.5 倍を上限とし、かつ「○」及び「△」を付けられた面接対象者を専門面接の合格とした。その結果、10 名の面接対象者のうち 3 対象機関 7 名が専門面接を合格した。

国際大学からは、面接対象者について高い評価が与えられたが、研究テーマと社会経済開発との関連性の薄さについて指摘があった。立命館アジア太平洋大学からも、面接対象者について優秀であるとの評価がなされた。

4. 運営委員会による総合面接及びその結果

大学教員による専門面接を通過した候補者に対して、9 月 23 日に運営委員会委員による面接が実施された。審査項目は、当該国の開発に寄与する可能性（50 点）、留学の成果を長期的に活かしていく能力（25 点）、留学を成し遂げるための素養（25 点）の 3 項目であり、100 点満点で採点を実施。可否については、サブプログラムごとに応募者の順位づけを行い、受入大学の最大受入可能人数の範囲内で最終留学候補者を決定した。その結果、表 2 の通り 3 対象機関から 5 名が選考された。

表 2 第 1 バッチ応募者の選考結果（サブプログラム別）

サブプログラム	大学	研究科	有効 応募者数		書類審査 合格者数		合格率	専門面接 合格者数		合格率	総合面接 合格者数	
1. 国際関係	国際	国際関係学研究科	1	(1)	1	(1)	100.0%	1	(1)	100.0%	1	(1)
2. 市場経済化のための制度づくりと経済発展	立命館アジア太平洋	アジア太平洋研究科	11	(2)	9	(2)	81.8%	6	(2)	54.5%	4	(2)
合計			12	(3)	10	(3)	83.3%	7	(3)	58.3%	5	(3)

()に記載した数字は対象機関数を表す。

5. 第1バッチ受入人数の確定

第三次現地調査において、官団員より先方政府に対し、第二次現地調査の結果に基づき決定された各サブプログラムにおける受入人数（案）及び同人数の算出過程を説明し、先方の了承を得た。（表3）

表3 第1バッチの受入人数（案）

サブプログラム	大学	研究科	受入人数（人）
1. 国際関係	国際	国際関係学研究科	1
2. 市場経済化のための制度づくりと経済発展	立命館アジア太平洋	アジア太平洋研究科	4
合計			5

6. 第1バッチの選考結果の通知

2008年12月末、全ての最終選考受験者に対し、各対象機関を通じて、選考結果の通知を行った。

7. 来日前学習支援

2009年3月、第1バッチの合格者に対して、大学院入学後、スムーズに研究に移行できるよう、3冊の英語教材を配付し、英語能力向上にかかる自己研鑽を促した。

8. 第1回オリエンテーションを実施

2009年3月、第1バッチの合格者に対して、日本留学にかかる第1回オリエンテーションを実施した。主な説明内容は以下の通り。なお、第2回オリエンテーションについては、合格者の来日直前に実施することを検討している。

- ① JDS 事業概要、留学生支援体制、JDS 生の位置付け
- ② 来日に先立ち必要な準備事項
- ③ 来日までのスケジュール概要
- ④ その他

9. 受入大学との調整等

(1) 出願手続きに係る調査の実施

2009年1月中旬に、受入大学の出願時期・方法・検定料等に関する調査を実施し、各大学より出願書類を入手した。また、前述の通り、JICE 各国連絡所を通じて、2009年度入学予定者に対して出願書類の作成指導及び必要書類の提出の依頼および回収を行った。

(2) 受入大学への第1バッチの合格者及び4バッチ分の受入予定人数の通知、内諾書の取り付け

2009年2月中旬、各受入大学宛に、2009年度入学予定者及び2009年度から2012年度までの4バッチの受入予定人数についての通知文案を作成し、JICA 了承の下、JICA 国内事業部長名で

の発信を行った。また、各受入大学に対して、内諾書の取り付けを行った。

(3) 受入大学への出願手続きの支援

国際大学国際関係学研究科、立命館アジア太平洋大学アジア太平洋研究科の第1バッチ 合格者（2009年度入学予定者）に対して、大学出願書類の作成指導及び同書類の回収を行い、同書類を大学に提出した。また、各受入大学より合格通知を受領し、国家公務庁及び最終候補者所属機関に対して合格通知（写）の提出を行った。

10. 辞退者及び繰り上げ合格者にかかる手続き

2009年3月、経済開発貿易省より国家公務庁に対して、同省所属の最終候補者（Ms. Shirin Amonova）の辞退申請文書が提出されたため、運営委員会での決議に基づき、「市場経済化のための制度づくりと経済発展」サブプログラムの第1位次点候補者（財務省所属、Mr. Firdavs Usmonov）に対し繰り上げ合格通知を行ったところ、財務省より同候補者の繰上げ合格辞退申請文書が提出されたため、同サブプログラムの第2位次点候補者（財務省所属、Mr. Bakhodur Saidmurodov）が、繰り上げ合格となった。

また、2009年4月には、財務省より国家公務庁に対して、同省所属の最終候補者（Ms. Nigora Solieva）の辞退申請文書が提出されたが、運営委員会で承認した次点候補者は、上述の2名のみであったため、第1バッチの「市場経済化のための制度づくりと経済発展」サブプログラムは1名欠員となった。

さらに、2009年7月には、財務省より国家公務庁に対して、同省所属の繰上げ合格者（Mr. Bakhodur Saidmurodov）の辞退申請文書が提出されたことから、上記同様、第1バッチの「市場経済化のための制度づくりと経済発展」サブプログラムにてさらに1名欠員となり、結果的には第1バッチ留学生は（2名欠員で）3名となった。

なお、一連の辞退者及び繰り上げ合格者にかかる手続きについては、JICA 国内事業部、受入大学（立命館アジア太平洋大学）及び現地運営委員会と調整を行い、現地運営委員会より第1バッチの「市場経済化のための制度づくりと経済発展」サブプログラムが2名欠員になる点について了解を得ている。

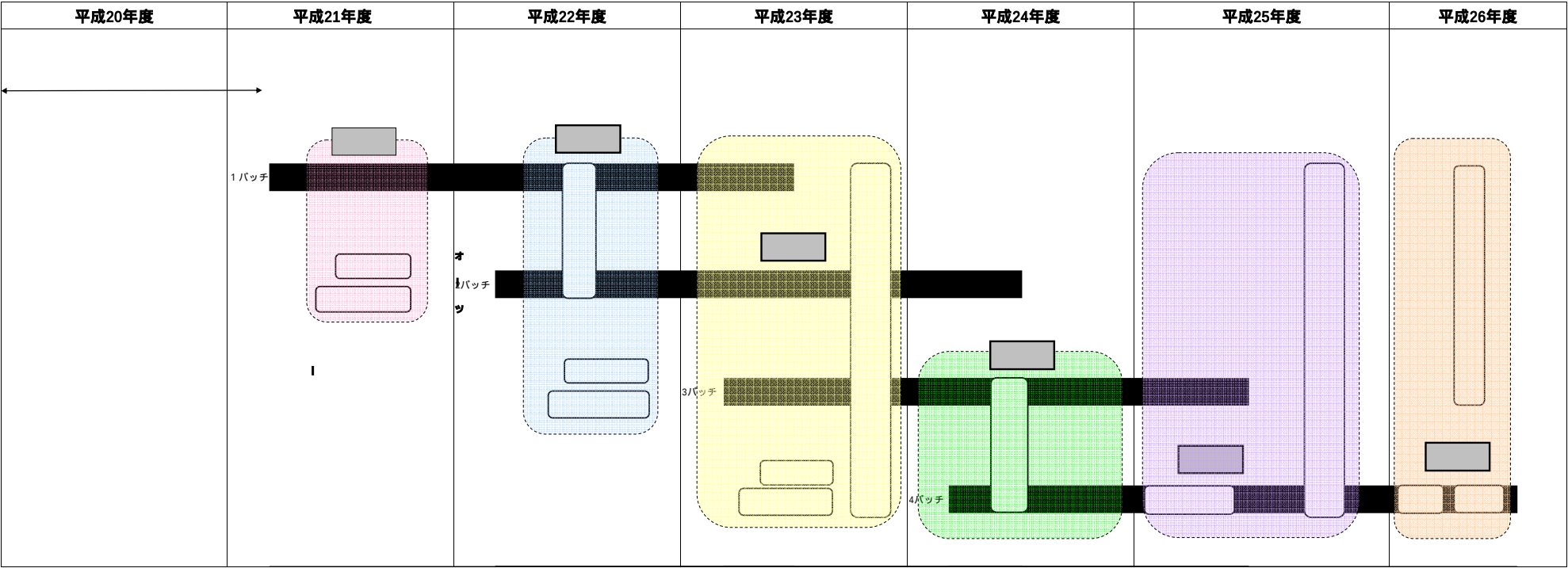
なお、今回の辞退者の辞退理由が、主に、来日後6ヶ月は家族の呼び寄せが認められないというJDS規則に因るものであるところ、第2バッチ以降の対策としては、募集期間を十分に設け、各対象機関での事業説明会を開催し、同JDS規則を含めJDS事業内容・応募要件について広く周知を行うこととする。

タ国 第1バッチ選考結果(対象機関別)

サブ・プログラム	コンポーネント		大学		対象機関	第1バッチ	第1バッチの 選考結果	
			大学名	受入可能人数		対象機関別	大学別	対象機関別
国際関係	-	-	国際大学 国際関係学研究科	4	外務省	1	1	1
市場経済化のための制度づくりと経済発展	-	-	立命館アジア太平洋大学 アジア太平洋研究科	4	財務省	6	4	1
					経済開発貿易省	6		3
計						13	5	5

:主管省庁

受入大学からの提案による活動(モデルプラン)



JDS事業計画総表(タジキスタン国)

サブプログラム	主管省庁	対象機関	大学	研究科	4バッチの受入人数(案)				
					第1バッチ	第2バッチ	第3バッチ	第4バッチ	計
1. 国際関係	外務省	外務省	国際大学	国際関係学研 究科	1	2	2	2	7
2. 市場経済化のための制度づくりと経済発展	財務省、経済 開発貿易省	財務省、経済開発貿易省	立命館アジア 太平洋大学	アジア太平洋 研究科	3	3	3	3	12
計					4	5	5	5	19

JDS事業(タジキスタン)事業規模検討表

サブ・プログラム	コンポーネント		大学		対象機関	潜在的候補者	
			大学名	受入可能人数		(年齢・学士取得等)	
						対象機関別	
国際関係	-	-	国際大学 国際関係学研究所	4	外務省	50	50
市場経済化のための 制度づくりと経済発展	-	-	立命館アジア太平洋大 学アジア太平洋研究科	4	財務省	700	800
					経済開発貿易省	100	
計						850	850

→

4パッチの応募候補者				
第1 パッチ	第2 パッチ	第3-4 パッチ	応募候補者計	
対象機関別応募数	S/L	L/L	対象機関別	
1	8	20	29	29
6	10	20	36	54
6	4	8	18	
13	22	48	83	83

→

第1パッチの選考					
応募者		専門面接		総合面接	
対象機関別応募数		対象機関別応募数		対象機関別応募数	
1	1	1	1	1	1
6	12	3	6	1	4
6		3		3	
13	13	7	7	5	5

→

第2パッチ 応募候補者との面談結果(大学受入可能人数)
3
4
7

→

第1パッチの選考結果		受入人数				
大学別	対象機関別	第1B	第2B	第3B	第4B	計
1	1	1	2	2	2	7
4	1 3	4	3	3	3	13
5	5	5	5	5	5	20

:主管省厅